【参考資料編】

参考１　学校の復興とまちづくりに関する調査研究（国立教育政策研究所長決定）

参考２　東日本大震災の津波被害による学校施設の移転計画等に関する実態調査

参考３　「学校の復興とまちづくり」に関する専門家派遣事業について

参考４　学校の復興とまちづくりー３省連携による復興支援ー

参考１　学校の復興とまちづくりに関する調査研究（国立教育政策研究所長決定）

学校の復興とまちづくりに関する調査研究

平成24年２月６日
平成25年３月18日一部改定
国立教育政策研究所長決定

１　趣旨

東日本大震災により被災した学校の復興に当たっては，安全・安心な立地の確保に加えて，地域防災や生涯学習に関する地域コミュニティの拠点となる位置づけが重要である。復興に関するまちづくり計画と学校の復興計画の連携を図ることで，学校の再生を地域の再生に結びつけることが可能となる。その一方，被災自治体では学校の復興やまちづくりに関する専門家やノウハウ不足が指摘されている。

本研究は，学校づくりやまちづくりの専門家を被災自治体に派遣し，学校の復興とまちづくりに関する取り組みを支援し，速やかな復興に資することを目的として実施する。

２　調査研究事項

（１）学校の復興とまちづくりに関する支援（被災自治体の要請を受けて実施）
（２）被災自治体の支援から得た知見の検証と他の自治体等への情報発信
（３）その他

３　実施方法

調査研究の実施に当たっては，日本建築学会，日本都市計画学会，日本都市計画家協会が推薦する別紙の学識経験者等の協力を得て２に掲げる事項について調査研究を実施する。なお，必要に応じて，その他の関係者の協力を求めることができる。

４　実施期間

平成24年２月６日から平成26年３月31日までとする。
ただし，被災自治体の状況に応じて柔軟に対応する。

別　紙

学校の復興とまちづくりに関する調査研究

（五十音順・敬称略，○：研究会主査）

（委　員）

小野田　泰　明	一般社団法人日本建築学会 （東北大学大学院工学研究科教授）
小　林　英　嗣	ＮＰＯ法人日本都市計画家協会 会長 （北海道大学名誉教授）
後　藤　春　彦	公益社団法人日本都市計画学会 会長 （早稲田大学創造理工学部長・大学院創造理工学研究科長）
竹　内　直　文	公益社団法人日本都市計画学会 副会長 （一般財団法人民間都市開発推進機構常務理事）
長　澤　　悟	一般社団法人日本建築学会 （東洋大学理工学部建築学科教授）
葉　養　正　明	埼玉学園大学人間学部教授・前国立教育政策研究所 教育政策･評価研究部長
渡　会　清　治	ＮＰＯ法人日本都市計画家協会 副会長 （株式会社アールトゥ計画事務所代表）
○和　田　　章	一般社団法人日本建築学会 会長 （東京工業大学名誉教授）

注）所属等は，平成25年３月18日現在のものである

（オブザーバー）

農林水産省大臣官房政策課
国土交通省都市局都市計画課
文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室

なお，国立教育政策研究所においては，次のものが担当した

齋　藤　福　栄　文教施設研究センター長
新　保　昌　人　文教施設研究センター総括研究官（平成25年７月31日まで）
福　手　孝　人　文教施設研究センター総括研究官（平成25年８月１日以降）

参考２　津波被害による学校施設の移転計画等に関する実態調査

事　務　連　絡
平成25年５月13日

関係県教育委員会教育長　　殿
関係市町村教育委員会教育長　　殿

国立教育政策研究所文教施設研究センター長
齋　藤　福　栄

東日本大震災の津波被害による学校施設の移転計画等
に関する実態調査への協力について（依頼）

国立教育政策研究所は，文部科学省所管の教育政策に関する総合的な研究機関で，文教施設研究センターでは学校施設に関する基礎的・専門的な調査研究を行っています。

当センターでは，文部科学省との連携のもとで，東日本大震災の津波被害を受けた地方自治体における学校の復興とまちづくりに関する取組を支援し，速やかな復興に資することを目的として，平成２３年度から「学校の復興とまちづくりに関する調査研究」を実施しております。

このたび，津波による被害を受け，学校施設の移転等を検討している学校を対象として，実態調査を実施することとなりました。

ついては，標記の調査に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

１．調査対象及び回答方法等

東日本大震災の津波被害による学校施設の移転計画等に関する実態調査　記入要領 及び 同　対象一覧（資料１）に記載のとおり。

対象一覧に掲げる学校ごとに，アンケート様式（資料２）のエクセルファイルに記入し，ファイル名称を「学校名.xls」に変更したものをメールに添付の上，各教育委員会担当課等から直接，下記３の返送先（メールアドレス）宛てに返送して下さい。

２．提出期限

平成２５年５月３１日（金）

３．返送及び問合せ先

返送先（メールアドレス）：shisetsu@nier.go.jp

問合せ先：国立教育政策研究所文教施設研究センター
担当：新保（シンボ）　tel.03-6733-6993　fax.03-6733-6966

【資料１】

東日本大震災の津波被害による学校施設の移転計画等に関する実態調査
記入要領

１．目的

この調査は，東日本大震災の津波で学校及びその周辺地域に被害を受けたこと等により，学校施設の移転等を検討している学校について，検討の進め方や移転計画を策定する際の課題の現状を取りまとめ，速やかな復興に資することを目的とする。

２．調査対象

東日本大震災の津波で被害を受け，学校施設の移転等を検討している公立学校（被災前から移転及び統合を検討していた学校を含む）で，下記の対象一覧に掲げる学校とします。なお，既に他校と統合した学校については，統合前の学校ごとに回答してください。

また，対象一覧に掲げた学校以外にも移転等を検討している学校がある場合は，当該学校についてアンケート様式（資料２）に回答の上，返送してください。

３．アンケート様式への記入方法

アンケート様式（資料２）はエクセルファイルで作成しています。以下により必要事項を記入の上，各問いに回答してください。

（１）学校名（被災前の学校名）を枠内に記入してください。
（２）被災前の学校の全児童生徒数を枠内に記入してください。
（３）学校設置者の県名又は市町村名を枠内に記入してください。
（４）教育委員会で各問に回答された方（又は担当者）のお名前，所属課等名，連絡先（電話又はメールアドレス）を「記入者（教委等)」のそれぞれの枠内に記入してください。
（５）学校の教職員において記入した内容がある場合には，「記入者（学校等)」のそれぞれの枠内に（４）と同様に記入してください。
（６）教育委員会や学校教職員以外において記入した内容がある場合には，「記入者（上記外)」のそれぞれの枠内に（４）と同様に記入してください。
（７）アンケート様式の問01～問28について，該当する項目の全てにチェックマークを入れてください。なお，記述欄がある項目には，その内容をそれぞれ枠内に記入してください。

４．返送方法

アンケート様式のエクセルファイルを被災前の学校名に変更（学校名.xls）し，メールに添付して下記の返送先（メールアドレス）宛てに送付してください。

返送先（メールアドレス）：shisetsu@nier.go.jp
提出期限：平成２５年５月３１日（金）

５．アンケート結果の利用について

この調査は，国立教育政策研究所が文部科学省と連携して実施している「学校の復興とまちづくりに関する調査研究」として行うものであり，本調査の結果は，他の地方自治体の参考となるように調査研究報告書にとりまとめて公表する予定です。

６．アンケートに関する問合せ先

国立教育政策研究所文教施設研究センター
担当：新保（シンボ）　tel.03-6733-6993　fax.03-6733-6966

学校施設の移転計画等に関する実態調査　　アンケート様式　　【資料2】

学校名（被災前の学校名）：　　県or市町村名：
被災前の全児童生徒数：　　人

記入者（教委等）　お名前：　　所属：　　TEL. or E-mail：
記入者（学校等）　お名前：　　所属：　　TEL. or E-mail：
記入者（上記外）　お名前：　　所属：　　TEL. or E-mail：

※ 各問について、追加の質問をさせていただく場合があります。アンケートに回答された方のお名前、連絡先をご記入くださるようお願いします。

1. 津波による被害状況に関すること　【対象：全ての学校】

被災前の学校ごとに以下の問01～問03に回答してください （該当する項目にチェックを入れてください）

問01　校舎の浸水状況を選択してください （最も浸水被害が大きい校舎の状況）

- □ 1-1　校舎の2階床上又はそれ以上に浸水した
- □ 1-2　校舎の1階床上まで浸水した（2階床上は浸水していない）
- □ 1-3　校舎は浸水したが1階床上までは浸水していない
- □ 1-4　校舎は浸水していない

問02　体育館の浸水状況を選択してください

- □ 2-1　体育館の床上まで浸水した
- □ 2-2　体育館は浸水したが床上までは浸水していない
- □ 2-3　体育館は浸水していない

問03　校庭（主にグラウンド）の浸水状況を選択してください

- □ 3-1　校庭が浸水した
- □ 3-2　校庭は浸水していない

2. 被災後初めての学校再開時の状況に関すること　【対象：全ての学校】

被災前の学校ごとに以下の問04～問08に回答してください
（該当する項目全てにチェックを入れて、記述欄がある項目は枠内に記述してください）

問04　初めての授業再開時（平成23年度）の教室等の場所はどこでしたか

- □ 4-1　他校に間借り　（相手の学校名：　　学校）
- □ 4-2　他校の敷地内に応急仮設校舎を整　（相手の学校名：　　学校）
- □ 4-3　廃校施設を使用　（使用した廃校名：　　学校）
- □ 4-4　その他
  （具体的に記述）

問05　初めての授業再開時（平成23年度）の施設や場所の選定にはどのようなことを考慮しましたか

- □ 5-1　屋内スペースの広さ （間借りなどの場合）
- □ 5-2　敷地の広さ （応急仮設校舎整備などの場合）
- □ 5-3　津波に対する安全対策 （立地などの環境面）
- □ 5-4　通学の条件 （該当する場合には以下にも回答）
  - □ 5-4-1　通学経路の津波に対する安全対策
  - □ 5-4-2　通学経路の交通安全
  - □ 5-4-3　通学経路の距離
  - □ 5-4-4　通学の所要時間
- □ 5-5　屋内運動施設までの移動距離や移動時間
- □ 5-6　仮グラウンド等までの移動距離や移動時間
- □ 5-7　その他
  （具体的に記述）

問06　初めての授業再開時（平成23年度）に屋内の運動スペースはありましたか

- □ 6-1　屋内の運動スペースが何らかあった （該当する場合は以下にも回答）
  - □ 6-1-1　他校の屋内運動場を共用・借用
  - □ 6-1-2　仮設の屋内運動場を整備
  - □ 6-1-3　学校以外の屋内運動施設を活用 （市民体育館など）
  - □ 6-1-4　多目的室など校舎の一部を活用

☐ 6-1-5　その他

（具体的に記述）

☐ 6-2　屋内の運動スペースは全くなかった

問07　初めての授業再開時（平成23年度）に屋外運動スペースはありましたか

☐ 7-1　屋外の運動スペースが何らかあった　（該当する場合は以下にも回答）
- ☐ 7-1-1　他校のグラウンドを共用・借用
- ☐ 7-1-2　仮設グラウンド等を整備　（空地などを一時転用）
- ☐ 7-1-3　学校以外の屋外運動スペースを活用　（市民グラウンドなど）
- ☐ 7-1-4　その他

（具体的に記述）

☐ 7-2　屋外の運動スペースは全くなかった

問08　初めての授業再開時（平成23年度）はスクールバスを利用しましたか

☐ 8-1　スクールバスを利用した　（該当する場合は以下にも回答）
- ☐ 8-1-1　被災前から利用していて、再開時にもスクールバスを利用した
- ☐ 8-1-2　授業再開のために新たにスクールバスを導入した

☐ 8-2　スクールバスは利用しなかった　（該当する場合は以下にも回答）

（利用しなかった理由）

3. 現在（平成25年1学期）の授業等の状況に関すること　【対象：全ての学校】

被災前の学校ごとに以下の問09～問12に回答してください
（該当する項目全てにチェックを入れて、記述欄がある項目は枠内に記述してください）

問09　現在（平成25年1学期）の教室等の場所はどこですか

☐ 9-1　他校に間借り　（相手の学校名：　　学校）

☐ 9-2　他校の敷地内に応急仮設校舎を整備　（相手の学校名を記

☐ 9-3　廃校施設を使用　（使用中の廃校名を記述：　　）

☐ 9-4　他校と統合した
（統合後の学校名：　　学校）
（統合直後の統合校の全児童生徒数：　　人）
（相手の学校名を全て記述：　　学校、　　学校）

☐ 9-5　その他

（具体的に記述）

※　被災後、既に他校と統合したため、新たに学校施設の整備を行う予定がない場合は、問10以下への回答は不要です

問10　現在（平成25年1学期）は屋内の運動スペースはありますか、また、運動スペースに関する課題がありますか

☐ 10-1　屋内の運動スペースが何らかある　（該当する場合には以下にも回答）
- ☐ 10-1-1　他校の屋内運動場を共用・借用
- ☐ 10-1-2　仮設の屋内運動場を整備
- ☐ 10-1-3　学校以外の屋内運動施設を活用　（市民体育館など）
- ☐ 10-1-4　多目的室など校舎の一部を活用
- ☐ 10-1-5　その他

（具体的に記述）

☐ 10-2　屋内の運動スペースはあるが課題がある　（該当する場合は以下にも回答）
- ☐ 10-2-1　広さが課題　（現状：約　　㎡）
- ☐ 10-2-2　天井高が課題　（現状：約　　m）
- ☐ 10-2-3　室内の仕様が課題　（床材、壁材など）
- ☐ 10-2-4　教室からの移動時間、距離が課題
- ☐ 10-2-5　その他

（具体的に記述）

☐ 10-3　屋内の運動スペースはない （該当する場合には以下にも回答）

（確保していない理由）

問11　現在（平成25年1学期）は屋外の運動スペースはありますか

☐ 11-1　屋外の運動スペースが何らかある （該当する場合は以下にも回答）
- ☐ 11-1-1　他校のグラウンドを共用・借用
- ☐ 11-1-2　仮設グラウンド等を整備 （空地などを一時転用）
- ☐ 11-1-3　学校以外の屋外運動スペースを活用 （市民グラウンドなど）
- ☐ 11-1-4　その他

（具体的に記述）

☐ 11-2　屋外の運動スペースはあるが課題がある （該当する場合は以下にも回答）
- ☐ 11-2-1　広さが課題 （現状：約　　㎡）
- ☐ 11-2-2　グラウンドの仕様が課題 （表土、水はけなど）
- ☐ 11-2-3　教室からの移動時間、距離が課題
- ☐ 11-2-4　その他

（具体的に記述）

☐ 11-3　屋外の運動スペースはない （該当する場合には以下にも回答）

（確保していない理由）

問12　現在（平成25年1学期）はスクールバスを利用していますか

☐ 12-1　スクールバスを利用している （該当する場合は以下にも回答）
- ☐ 12-1-1　被災前からスクールバスを利用していた
- ☐ 12-1-2　従前は利用していないが、新たにスクールバスを導入した

☐ 12-2　スクールバスは利用していない （該当する場合は以下にも回答）

（利用していない理由）

※ 現在（平成25年1学期）も他校に間借りして授業を行っている学校のみ、問13～問14に回答してください

問13　他校に間借りしている場合にはどのような課題がありますか

- ☐ 13-1　教室等に使用できるスペースが狭い、少ない
- ☐ 13-2　特別教室等の使用に時間的な制約がある
- ☐ 13-3　通学距離が長い、または通学に時間がかかる
- ☐ 13-4　その他

（具体的に記述）

問14　他校に間借りして授業を行う際に工夫していることがあれば記載してください

☐ 14-1　工夫している（例えば、特別教室を利用するために時間割を柔軟に調整している等）

（具体的に記述）

※ 現在（平成25年1学期）も応急仮設校舎等で授業を行っている学校のみ、問15～問16に回答してください

問15　応急仮設校舎を使用している場合にはどのような課題がありますか

- ☐ 15-1　教室が狭い
- ☐ 15-2　教室の室温調整がしづらい
- ☐ 15-3　上階の音が下階に響く
- ☐ 15-4　廊下や隣の教室の音が聞こえる
- ☐ 15-5　教室内で声や音が反響する
- ☐ 15-6　その他

（具体的に記述）

問16　応急仮設校舎を使用して授業を行う際に工夫していることがあれば記載してください

☐ 16-1　工夫している　（例えば、例えば、静けさへの配慮が必要な授業では端部の教室に移動して授業を行う、教材を保管するスペースの不足を補うために電子黒板を活用、放課後は特別教室を部室として使用している等）

（具体的に記述）

4. 学校施設の再建方針決定のプロセスや体制に関すること

【対象：全ての学校】（被災後の統合により、新たに学校施設の整備を行う予定がない場合は除く）

被災前の学校ごとに以下の問17～問22に回答してください
（該当する項目全てにチェックを入れて、記述欄がある項目は枠内に記述してください）

問17　学校施設の再建についてどのような計画をしていますか

☐ 17-1　学校施設の移転を計画している
☐ 17-2　他校との統合を計画している
☐ 17-3　小中一貫校や小中併設校を計画している
☐ 17-4　移転や統合等の方針が決まっていない（該当する場合は以下にも回答）
　☐ 17-4-1　方針を決定する時期が決まっている　（その時期：平成　　年　　月まで）
　☐ 17-4-2　方針を決定する時期は決まっていない
　（時期が決まっていない理由）

☐ 17-5　その他
（具体的に記述）

問18　学校施設の再建方針決定等において地域住民の意見をどのように取り入れていますか、又は取り入れる予定

☐ 18-1　地域住民等に対して意向調査アンケートを実施（該当する場合は以下にも回答）
　☐ 18-1-1　地域住民全てを対象に実施
　☐ 18-1-2　児童生徒の保護者を対象に実施
　☐ 18-1-3　学校の教職員を対象に実施
　☐ 18-1-4　その他
　（具体的に記述）

☐ 18-2　学校再建に関する検討会等で議論（該当する場合は以下にも回答）
　☐ 18-2-1　検討会の開催回数　（これまでの開催回数：　　回）
　☐ 18-2-2　検討会の構成メンバー（以下の該当するものを全て選択）
　　☐ 18-2-2-1　地域住民の代表
　　☐ 18-2-2-2　児童生徒の保護者
　　☐ 18-2-2-3　学校の教職員
　　☐ 18-2-2-4　学識経験者
　　☐ 18-2-2-5　教育委員会の職員
　　☐ 18-2-2-6　その他　（肩書きや立場など：　　）

☐ 18-3　学校再建を含む地域全体の復興に関する検討会等で議論（該当する場合は以下に回答）
　☐ 18-3-1　検討会の開催回数　（これまでの開催回数：　　回）
　☐ 18-3-2　検討会の場で学校再建の説明や質疑が行われた開催回数　（　　回）
　☐ 18-3-3　学校再建の説明等が行われた検討会の回数はわからない

☐ 18-4　地域住民等へのアンケートや検討会での議論は行っていない又は行う予定
　（該当する場合には以下にも回答）
　　☐ 18-4-1　被災前から移転計画があり場所も決まっているため
　　☐ 18-4-2　被災前から統合や再編計画があり相手校や統合時期が決まっているため
　　☐ 18-4-3　教育委員会と関係部局等で移転先の検討を行っているため

☐ 18-5　その他
（具体的に記述）

問19　学校施設の計画とまちづくり計画との連携をどのような体制で行っていますか

☐ 19-1　まちづくり計画の検討組織の構成員として教育委員会も参加している
☐ 19-2　まちづくり計画の検討において必要なときのみ教育委員会が参加している
☐ 19-3　学校施設の復旧等においては教育委員会が関係部局と個別に協議している

☐ 19-4　復興担当部局が学校の配置等も含めまちづくり計画を作成している
☐ 19-5　その他

（具体的に記述）

※ 問17において、「方針が決まっていない（17-4）」を選択した場合は、問20以下の質問への回答は不要です

問20　学校施設の再建において他の施設との複合化や併設を検討していますか

☐ 20-1　生涯学習拠点として複合化や他の施設の併設を検討している （該当する場合は以下に回答）
　☐ 20-1-1　施設の複合化を計画している
　（複合する施設名）
　☐ 20-1-2　他の施設の併設を計画している
　（併設する施設名）
　☐ 20-1-3　まだ具体的には決まっていない
☐ 20-2　地域の防災拠点として複合化や他の施設併設を検討している （該当する場合は以下に回答）
　☐ 20-2-1　学校施設の防災機能強化を計画している
　（整備する施設設備名）
　☐ 20-2-2　施設の複合化を計画している
　（複合する施設名）
　☐ 20-2-3　防災拠点として他の施設の併設を計画している
　（併設する施設名）
　☐ 20-2-4　まだ具体的には決まっていない
☐ 20-3　農林水産体験を通じたコミュニティづくりの施設併設を検討している （該当する場合は以下に回答）
　☐ 20-3-1　上記のコミュニティづくりの施設併設を計画している
　（併設する施設名）
　☐ 20-3-2　その他
　（具体的に記述）
　☐ 20-3-3　まだ具体的には決まっていない
☐ 20-4　上記の20-1～20-3以外の施設との複合化や併設を検討している （該当する場合は以下に回答）
　☐ 20-4-1　その他の施設との複合化や併設を計画している
　（具体的に記述）
　☐ 20-4-2　まだ具体的には決まっていない
☐ 20-5　複合化や併設の検討はしていない

（検討していない理由）

問21　学校の再建場所は被災前の学校場所と比較してどのような場所に計画していますか

☐ 21-1　被災前の学校場所から再建場所までの距離　（直線（水平）距離：約　　km）
☐ 21-2　被災前の学校場所の標高
（校舎、屋内運動場、校庭のうち最も高い所：約　　m）（同　最も低い所：約　　m）
☐ 21-3　学校再建場所の標高 （造成工事を行う場合には、計画されている造成工事後の標高）
（校舎、屋内運動場、校庭のうち最も高い所：約　　m）（同　最も低い所：約　　m）

問22　学校の再建場所を検討するにあたり、通学距離、時間に関連して工夫したことがあれば記述してください

☐ 22-1　工夫している （例えば、学校区を見直した、スクールバスの運行数を増加した等）
（具体的に記述）

5. 学校施設の移転計画の進捗に関すること　【対象：移転を計画している学校】

被災前の学校ごとに以下の問23～問26に回答してください
（該当する項目全てにチェックを入れて、記述欄がある項目は枠内に記述してください）

問23　移転先の用地は決まっていますか

☐ 23-1　移転先の用地は範囲も含め決定している
☐ 23-2　移転先は決定しているが、用地の範囲が決定していない
☐ 23-3　移転候補地はあるが、移転先は決定していない

☐ 23-4　移転先が決定していない

（決定していない理由）

☐ 23-5　集団防災移転事業と一体で計画している
☐ 23-6　土地区画整理事業と一体で計画している
☐ 23-7　その他

（具体的に記述）

問24　移転先の用地交渉はどのように（どの部署が）行いましたか

☐ 24-1　教育委員会の担当職員が行った
☐ 24-2　復興担当や都市整備担当等と教育委員会が協力して行った
☐ 24-3　復興担当等の教育委員会以外の部署に用地交渉を依頼した
☐ 24-4　都道府県の土地公社やUR等の外部機関に用地交渉を委託した
☐ 24-5　その他

（具体的に記述）

問25　移転先の用地取得はどの程度進んでいますか

☐ 25-1　用地交渉が全て完了している
☐ 25-2　概ね用地交渉が完了している （交渉済み面積が8割を超えている）
☐ 25-3　用地交渉を進めている段階 （交渉済み面積が2割を超え、8割以下）
☐ 25-4　用地交渉を始めたところ （交渉済み面積が2割以下）
☐ 25-5　まだ用地交渉等の手続きには着手していない

問26　学校施設の移転整備を進めるにあたり、最も課題となっていることは何ですか

☐ 26-1　課題がある　（例えば、用地取得にあたり土地価格の乖離など地権者の合意が得られない、他の公共事業等で地元業者の人員が不足していて地籍調査が進められない、財源のめどが立たずに具体的な計画が進まない、移転先について地元住民の合意が得られない、当該地域にどの程度住民が戻るかが不明なため学校の規模等が決められない、土木や建築を専門とする人材不足で検討に時間がかかる　等）

（具体的に記述）

☐ 26-2　課題はない

6. 財源に関すること　【対象：全ての学校（移転計画がない場合及び施設整備等がない場合は除く）】

被災前の学校ごとに以下の問27～問28に回答してください
（該当する項目全てにチェックを入れて、記述欄がある項目は枠内に記述してください）

問27　用地取得及び造成を行う財源はどのように確保する予定ですか

＜用地取得及び造成に要する経費全体を10割として、下記について概ねの割合を記述してください。＞

☐ 27-1　災害復旧費補助金の割合：（約　　割）
☐ 27-2　復興交付金の割合：（約　　割）
☐ 27-3　地方自治体の一般財源の割合：（約　　割）
☐ 27-4　その他の財源：（約　　割）
☐ 27-5　財源の検討まで至っていない

問28　新たに学校施設等の整備を行う財源はどのように確保する予定ですか

＜学校施設等の整備に要する経費全体を10割として、下記について概ねの割合を記述してください。＞

☐ 28-1　災害復旧費補助金の割合：（約　　割）
☐ 28-2　復興交付金の割合：（約　　割）
☐ 28-3　地方自治体の一般財源の割合：（約　　割）
☐ 28-4　その他の財源：（約　　割）
☐ 28-5　財源の検討まで至っていない

以上でアンケートは終了です。御協力ありがとうございました。

学校施設の移転計画等に関するアンケート調査結果

問01　校舎の浸水状況を記載してください（最も浸水被害が大きい校舎の状況）

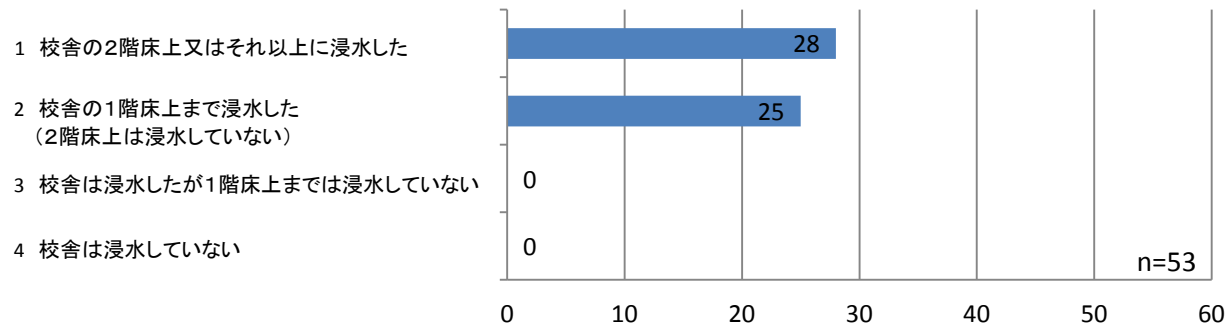

問02　体育館の浸水状況を記載してください

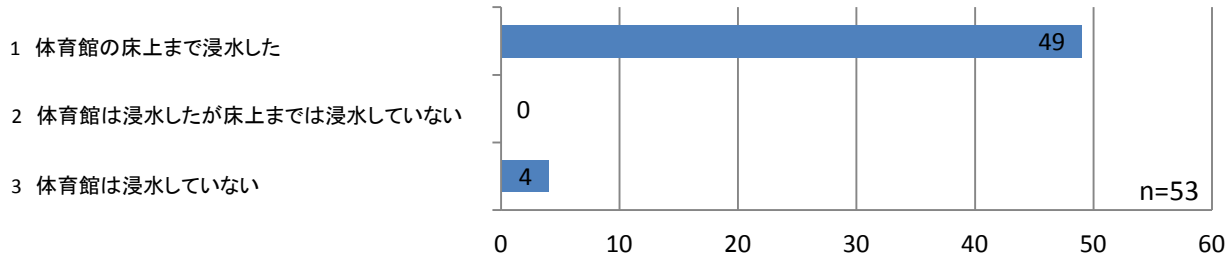

問03　校庭（主にグラウンド）の浸水状況を記載してください

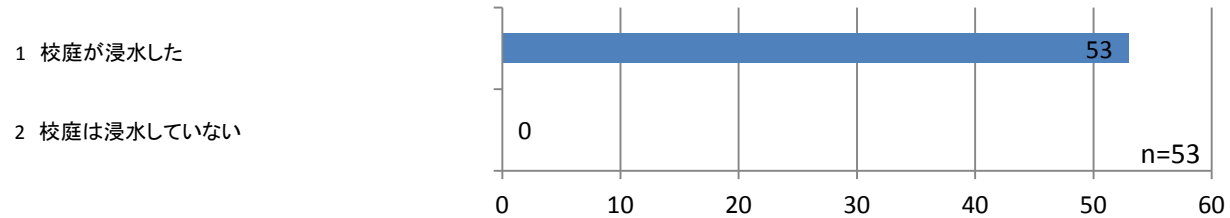

問04　初めての授業再開時（平成23年度）の教室等の場所はどこでしたか

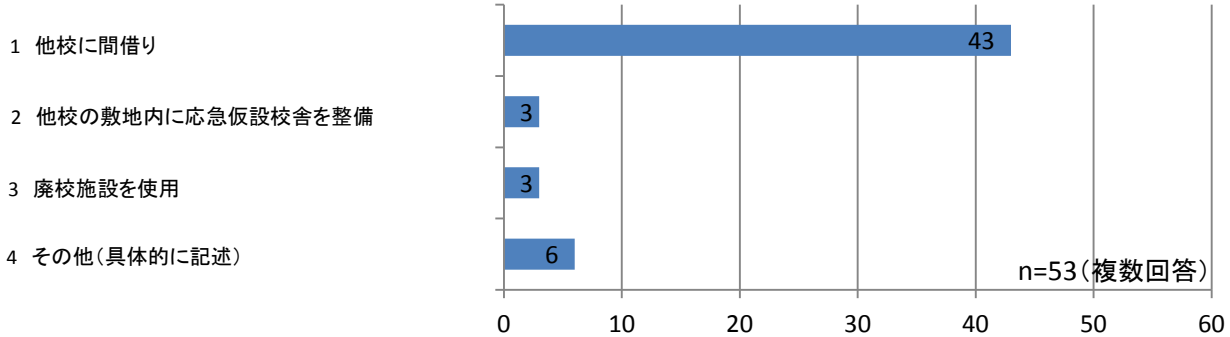

【問04　4その他】
・県立青少年の家に間借り（2校）
・市庁舎に間借り（1校）
・他校で合同授業（2校）
・自校で再開（1校）

問05　初めての授業再開時（平成23年度）の施設や場所の選定にはどのようなことを考慮しましたか

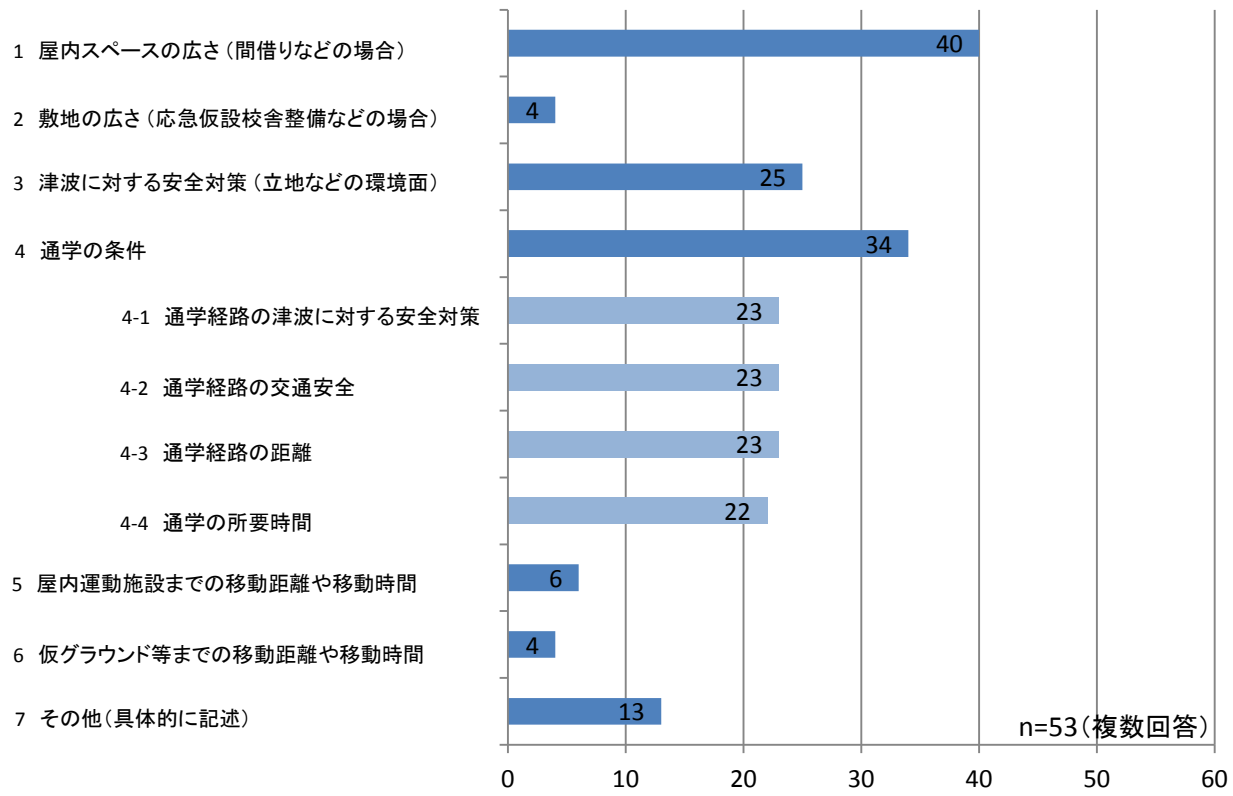

【問05　7 その他】
・早期の授業再開（8校）
・公共施設の利用（1校）
・児童生徒の居住地からの通学手段（2校）
・専門科目の実習等（2校）

問06　初めての授業再開時（平成23年度）に屋内の運動スペースはありましたか

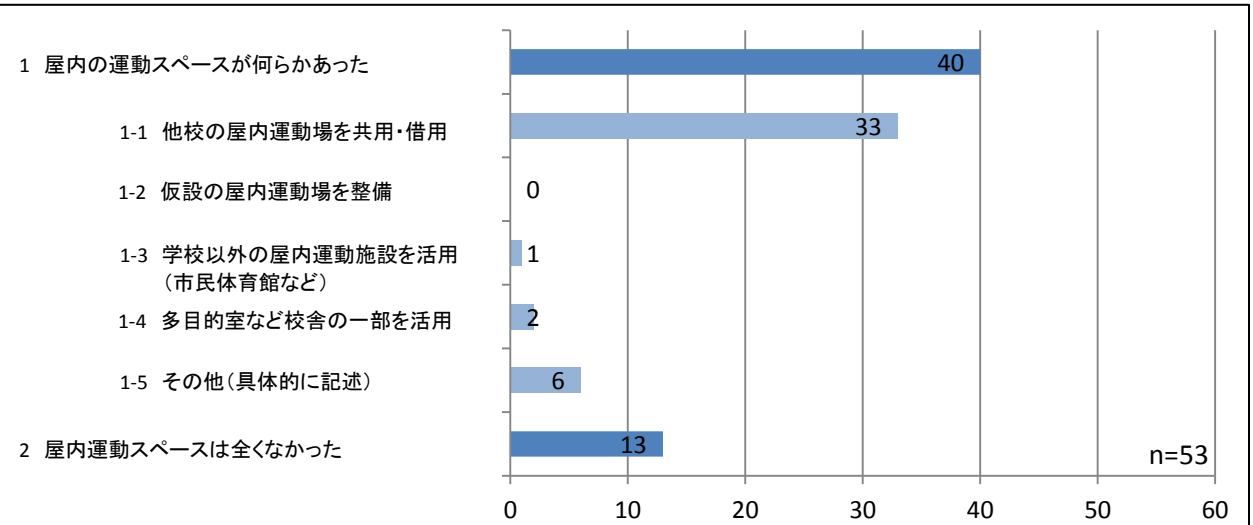

【問06　1-5その他】
・統合対象校の屋内運動場（1校）
・合同授業を行っている学校の屋内運動場（1校）
・廃校施設の屋内運動場を活用（2校）
・コミュニティセンターを活用（1校）
・間借り先の屋内運動場が当初は避難所となっていたため使用できなかったが2学期から使用できた（1校）

問07　初めての授業再開時（平成23年度）に屋外運動スペースはありましたか

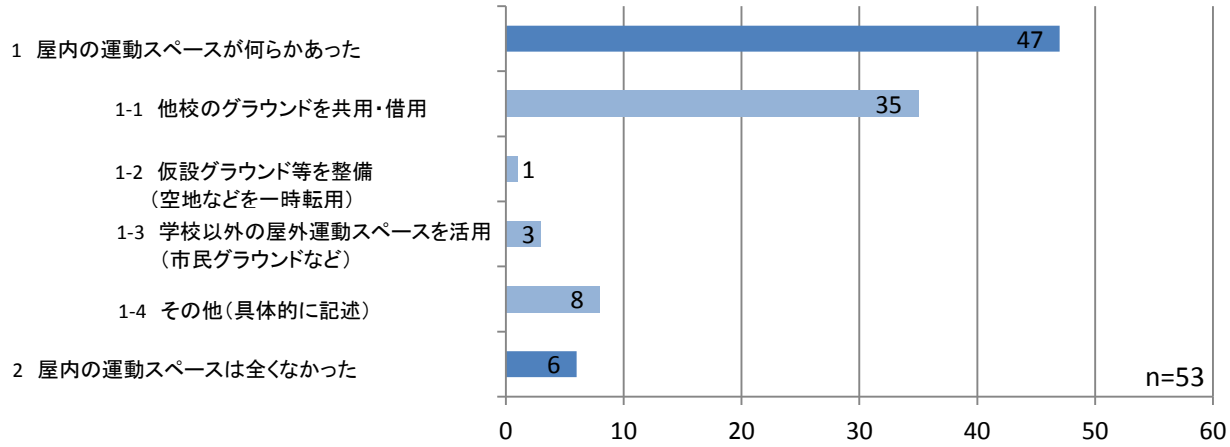

【問07　1-4その他】
・統合対象校のグランドを使用（1校）
・間借り先の学校の中庭を使用（1校）
・間借り先の学校のグランドは仮設住等宅の用地となっていたため校庭の小スペースや中庭を使用（1校）
・合同授業を行っている学校のグランドは仮設住宅等の用地となっているため校庭の小スペースや中庭を使用（1校）
・間借り先の学校のグランドに仮設住宅ができるまで使用（1校）
・廃校施設のグランドを使用（3校）

問08　初めての授業再開時（平成23年度）はスクールバスを利用しましたか

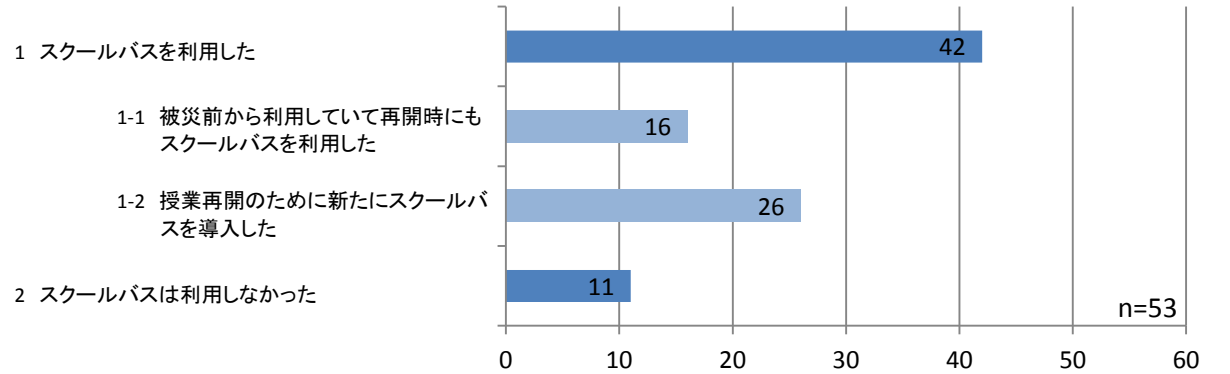

【問08　2理由】
・間借り先の学校まで徒歩や自転車で通学できる距離であったため（2校）
・同じ地域内で再開したため（4校）
・自校で再開したため（1校）
・震災前から行っていた保護者組織による送迎バスを利用（1校）
・保護者による送迎（1校）
・避難先（住居）が広範囲に点在してスクールバスの運行が困難であるため通学費を補助（2校）

問09　現在（平成25年1学期）の教室等の場所はどこですか

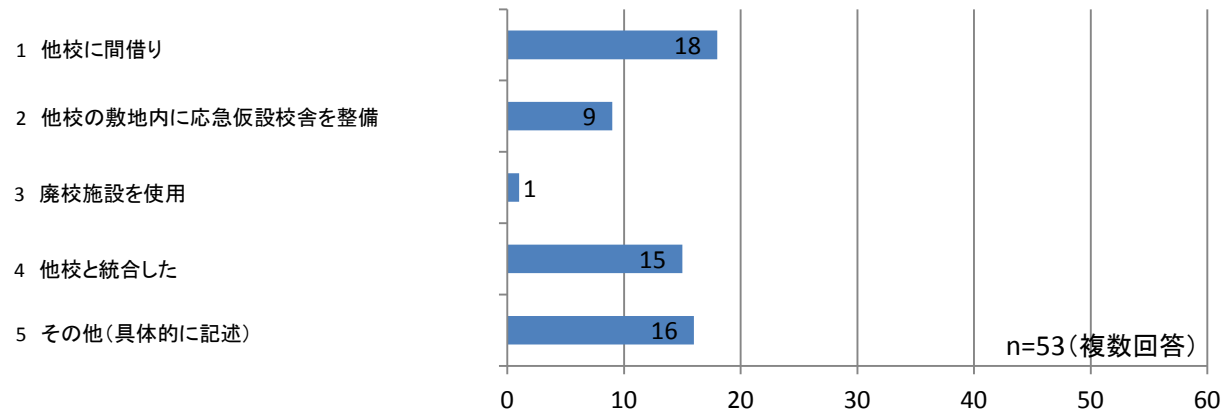

【問09　5その他】
・自校の施設を復旧（4校）
・県立青少年の家に間借り（1校）
・県立研究所，大学等の敷地に応急仮設校舎を整備（1校）
・市有地に応急仮設校舎を整備（9校）
・休園（1校）※幼稚園

問10　現在（平成25年1学期）屋内の運動スペースはありますか、また、運動スペースに関する

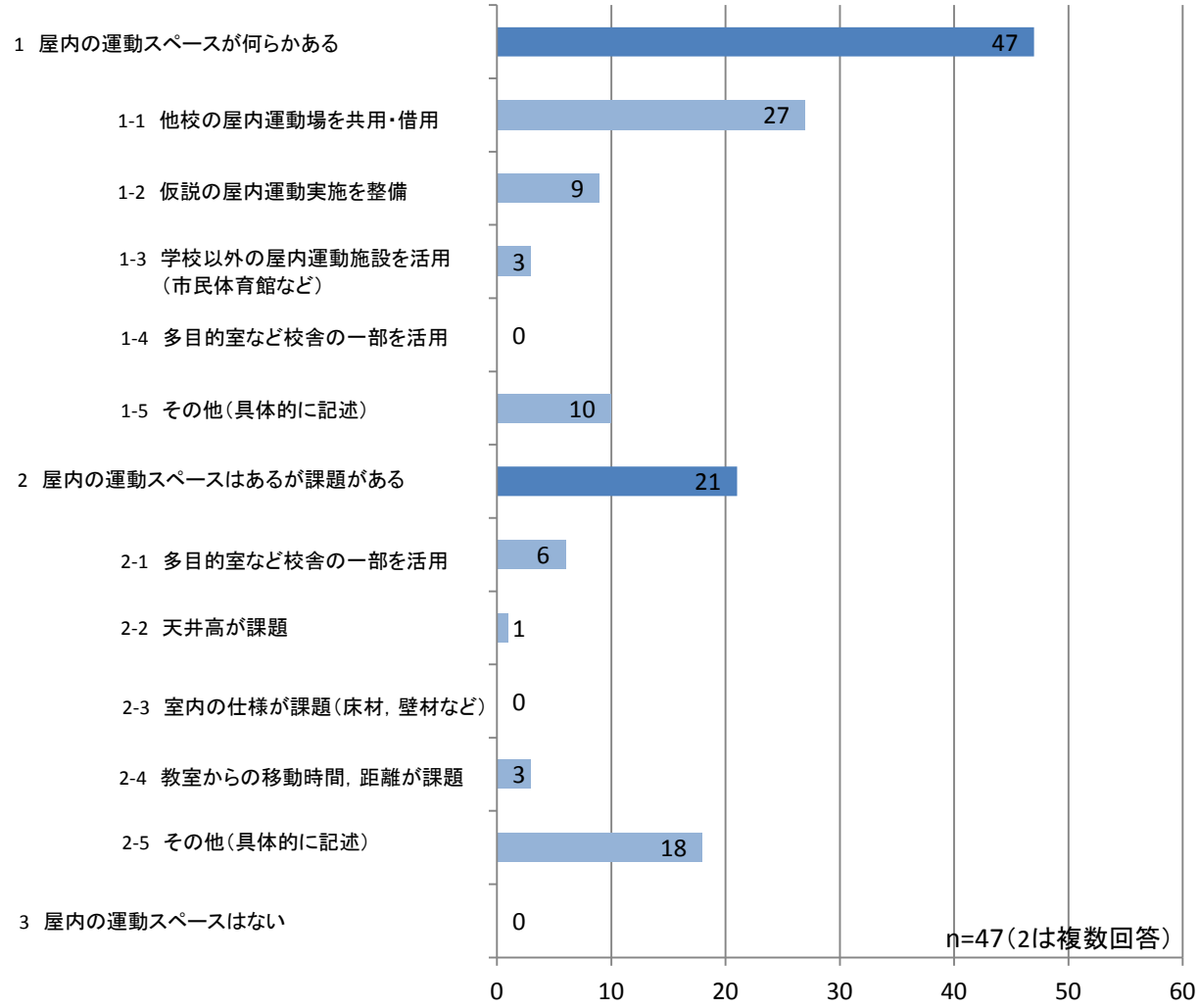

【問10　1-5その他】
・統合先の屋内運動場（8校）
・合同授業を行っている学校の屋内運動場（1校）
・廃校施設の屋内運動場を活用（1校）

【問10　2-5その他】（複数回答）
・他校と供用しているため，時間調整が必要（17校）
・武道場がない（1校）
・物品の保管場所が不足（1校）

問11　現在（平成２５年１学期）は屋外の運動スペースはありますか

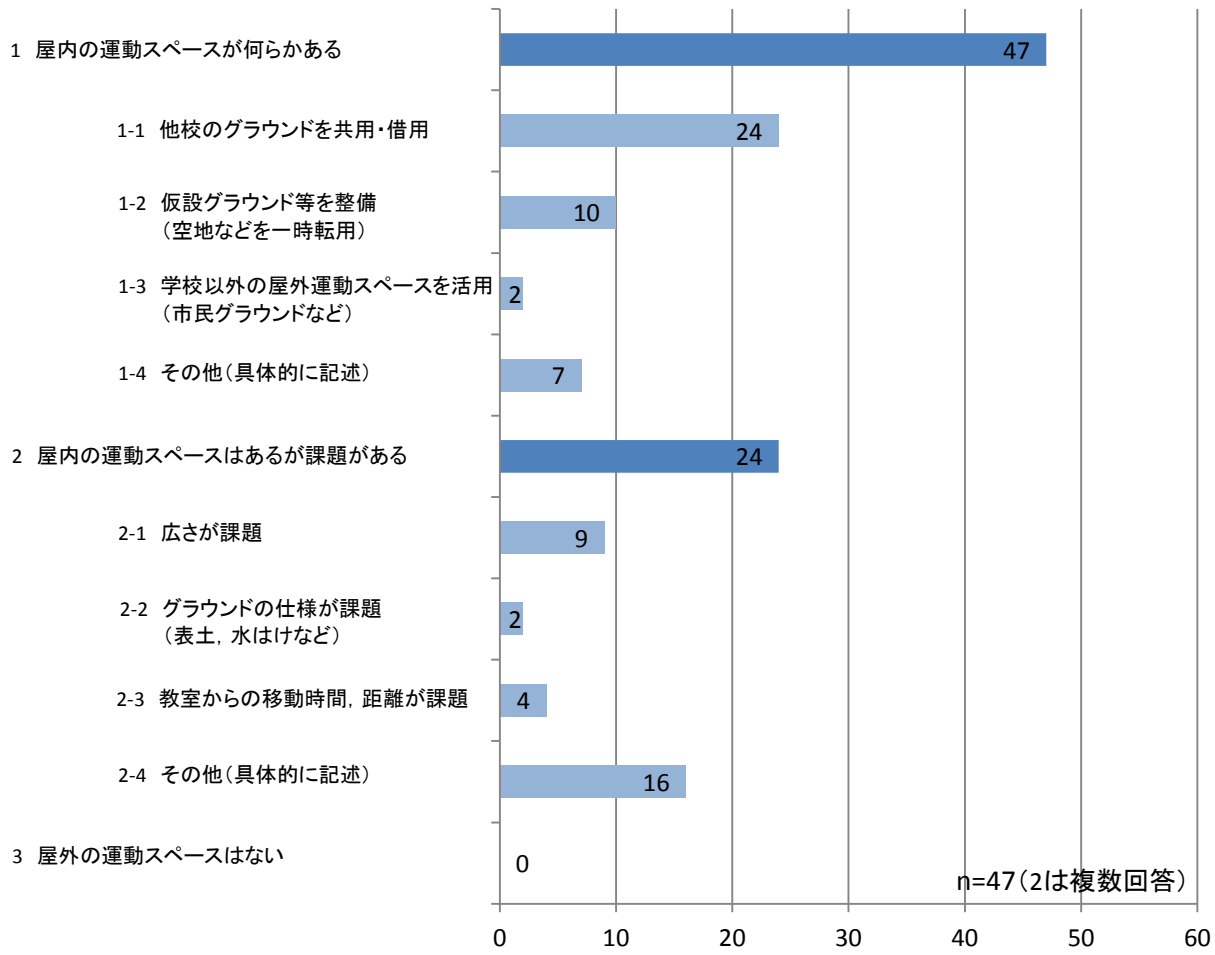

【問11　1-4その他】
・統合先のグランド（5校）
・合同授業を行っている学校のグランドは仮設住宅等の用地となっているため校庭の小スペースや中庭を使用（1校）
・廃校施設のグランドを使用（1校）

【問11　2-4その他】
・他校と供用のため時間調整が必要（10校）
・応急仮設校舎をグランドに設置したためスペースが不足（1校）
・部活動を行う設備が不足（2校）
・部活動を行う広さが確保できない（1校）
・安全面の確保（1校）
・中学校に間借りしているが部活動と重なるため，放課後に小学生が遊ぶスペースが確保できない（1校）

問12　現在（平成25年1学期）はスクールバスを利用していますか

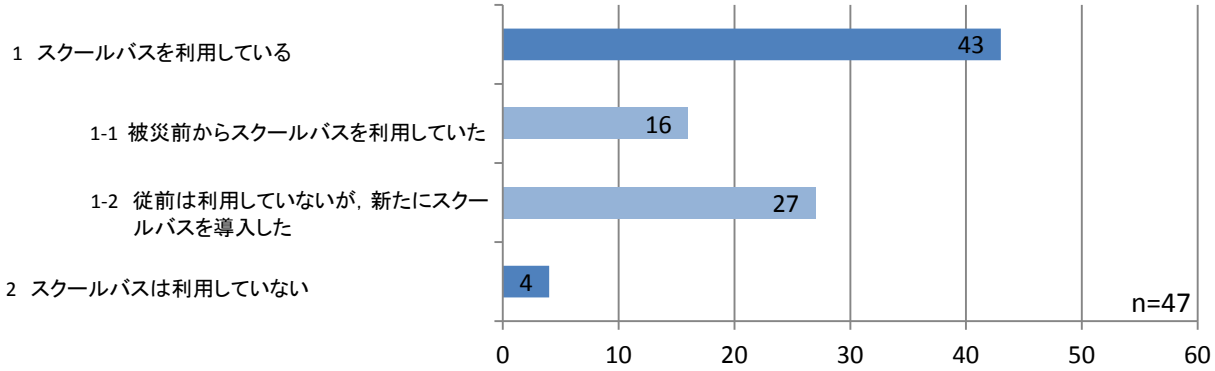

【問12　2理由】
・公共交通機関が復旧したため，通学手段が確保できた（1校）
・同じ地域内で再開したため（2校）
・震災前から行っていた保護者組織による送迎バスを利用（1校）

問13　他校に間借りしている場合にはどのような課題がありますか

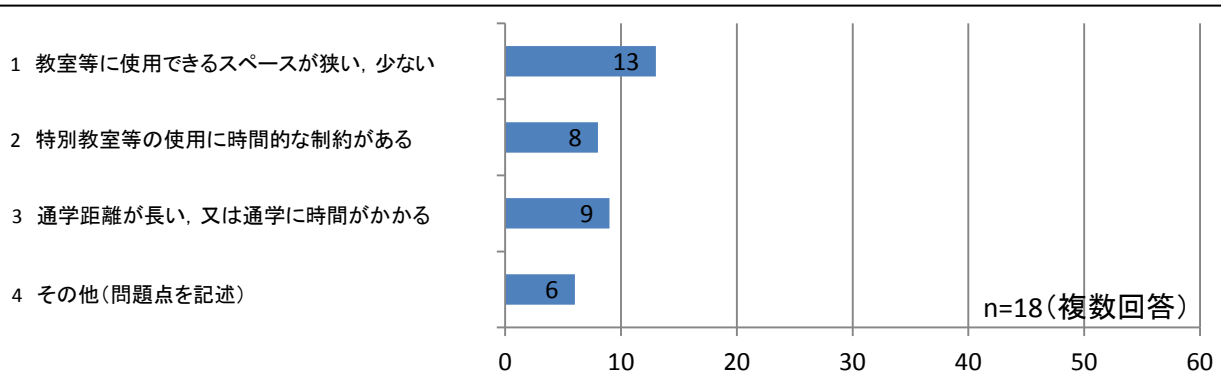

【問13　4その他】
・備品等の保管スペースが限られている（1校）
・中学校に間借りしているため，設備のサイズが合わないまた小学校児童用の遊具がない（1校）
・間借りのため，自校のみの放送ができない（1校）
・居住地区が広範囲のため，スクールバス通学が多く運動の時間が短くなっている（1校）
・職員室，保健室，給食室などが1室で使用しているため，来客等の対応に困る（1校）
・理科室の水道が復旧していないまた屋外にも水飲み場がないため授業や部活動に支障が出ている（1校）

問14　他校に間借りして授業を行う際に工夫していることがあれば記載してください

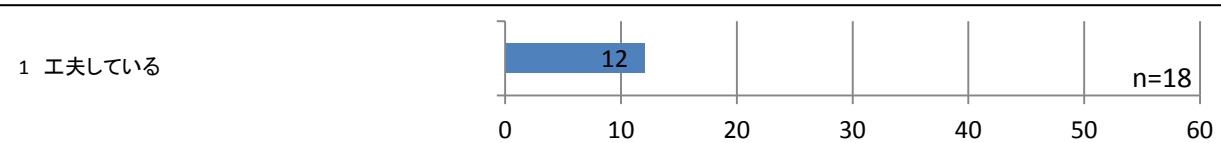

【問14　工夫の具体例】
・間借り先の学校と特別教室を供用するために時間割を柔軟に調整している（3校）
・間借り先の学校と定期的に打合せを行うなど密に連絡・調整を行っている（2校）
・間借り先の学校と合同授業を行うなど交流を行っている（3校）
・小・中学校で授業時間が違うためノーチャームや時間の調整を行っている（2校）
・児童会活動・委員会・クラブ活動や支援によるイベント等を合同開催している（1校）
・プレハブ校舎を設置してスペースを確保した（1校）

問15　応急仮設校舎を使用している場合にはどのような課題がありますか

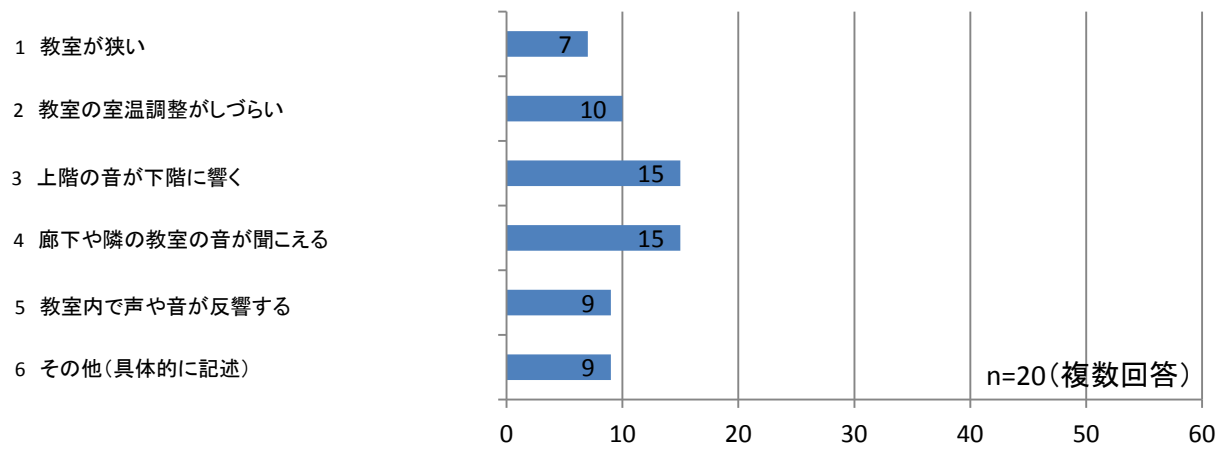

【問15　6その他】
・収納スペースが不足している（4校）
・特別教室が兼用となっているため使いづらい（2校）
・使用頻度が高い室の傷みが早い（1校）
・プレハブ校舎は、外気の影響を受けやすくエアコンやストーブの光熱費が増大する（1校）
・プレハブ校舎は、温湿度環境の調整が課題である（1校）

問16　応急仮設校舎を使用して授業を行う際に工夫していることがあれば記載してください

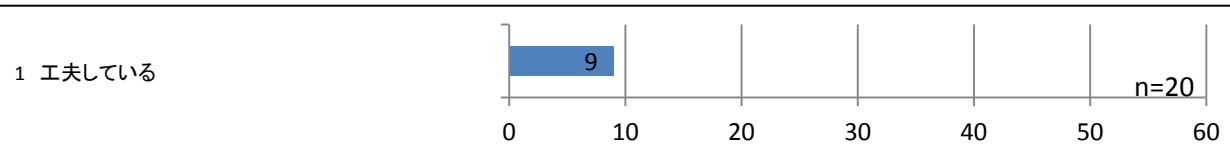

【問16　工夫の具体例】
・スペースの狭隘を補うため電子黒板を活用している（5校）
・椅子の脚にテニスボールを履かせて下階への音対策を行っている（1校）
・床にカーペットを敷き下階への音対策を行っている（2校）
・放課後の生徒会活動・部活動及び教職員会議に特別教室を活用した（1校）

問17　学校施設の再建についてどのような計画をしていますか

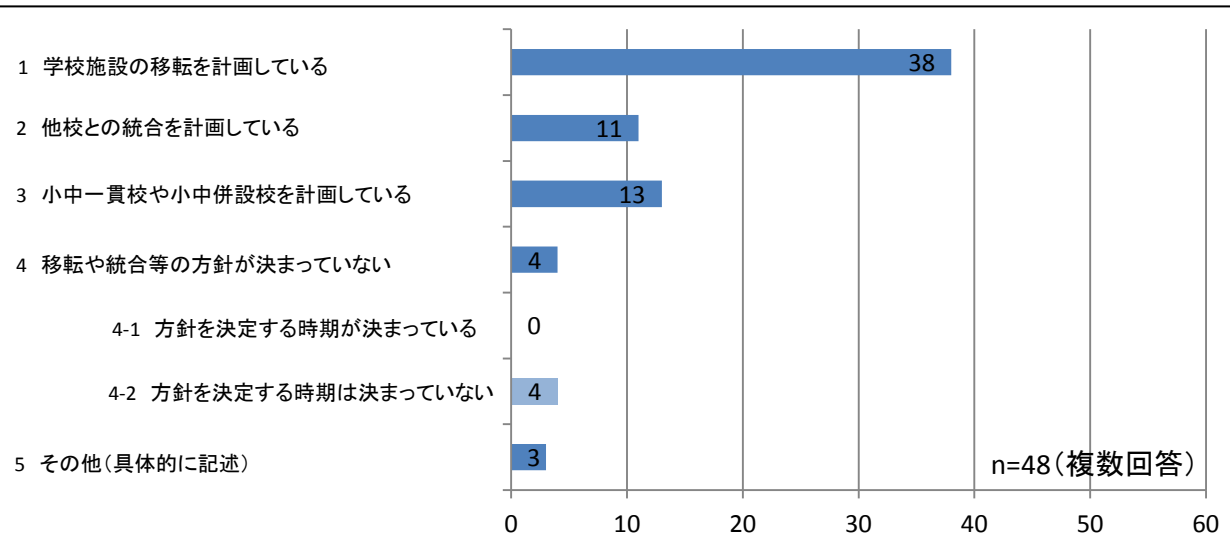

【問17　4-2理由】
・地域の甚大な被害を受けており保護者等がどの学区に住宅の再建を行うかまだ不明であるため（4校）

【問17　5その他】
・現在の校舎西側の盛土した学校敷地に改築する（1校）
・現在の校舎位置に1階をピロティとして改築する（1校）
・平成25年1学期中に移転整備が完了する（1校）※幼稚園

問18　学校施設の再建方針決定等において地域住民の意見をどのように取り入れていますか
（又は取り入れる予定ですか）

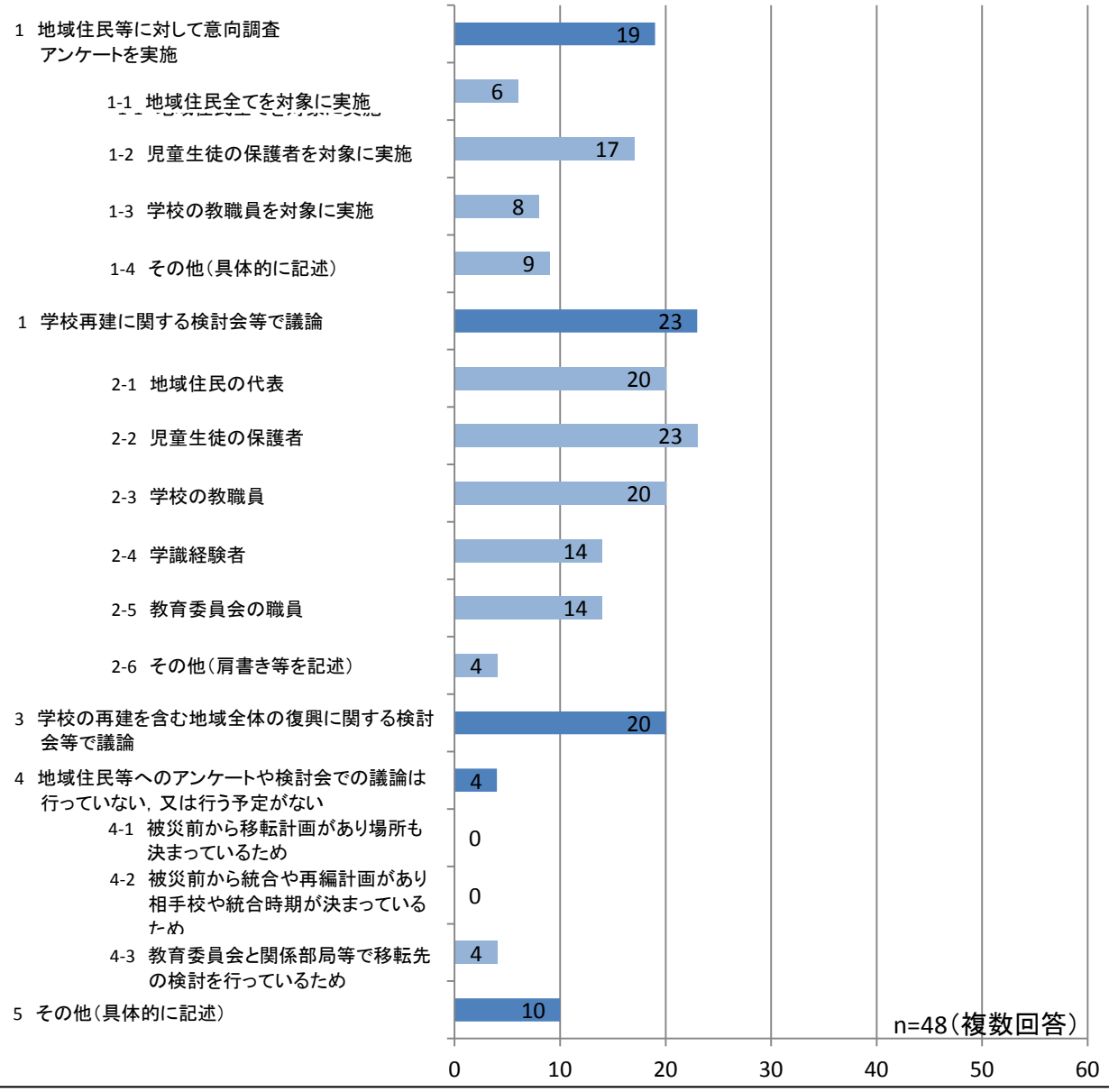

【問18　1-4その他】
・設計を実施する際にワークショップ形式で地域住民や学校関係者の意見を取り入れる（4校）
・16歳以上の地域住民（地区世帯数の10%程度を無作為抽出）を対象として実施した（3校）
・保護者、・地域住民との意見交換会を実施した（2校）

【問18　2-6その他】
・自治体関係部局課長（1校）
・設計者（2校）
・学校評議委員，地区防犯協会長，地区体育協会長，交通安全協会支部長，消防団分団長，
地区婦人会長（1校）

【問18　5その他】
・今後，保護者や地域住民と懇談会を開催する（3校）
・地域住民と小・中学校の今後の学校運営に関する懇談会を開催して意見を聴取した（2校）
・保護者や地域住民に統合に関する説明会を行い決定した（4校）
・学校設置場所の自治体の復興計画を踏まえて，再建場所を決定した（1校）※県立学校

問19　学校施設の計画とまちづくり計画との連携をどのような体制で行っていますか

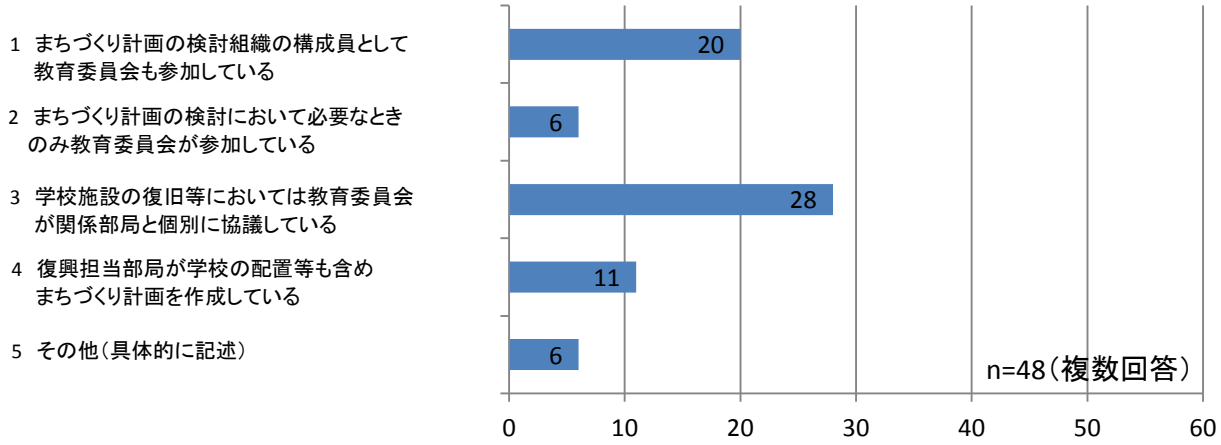

【問19　5その他】
・既存校舎を利用する統合を計画しているためまちづくり計画の対象としていない（3校）
・再建方針は決定していないが施設整備を伴わない予定であるためまちづくり計画の対象としていない（3校）

問20　学校施設の再建において他の施設との複合化や併設を検討していますか

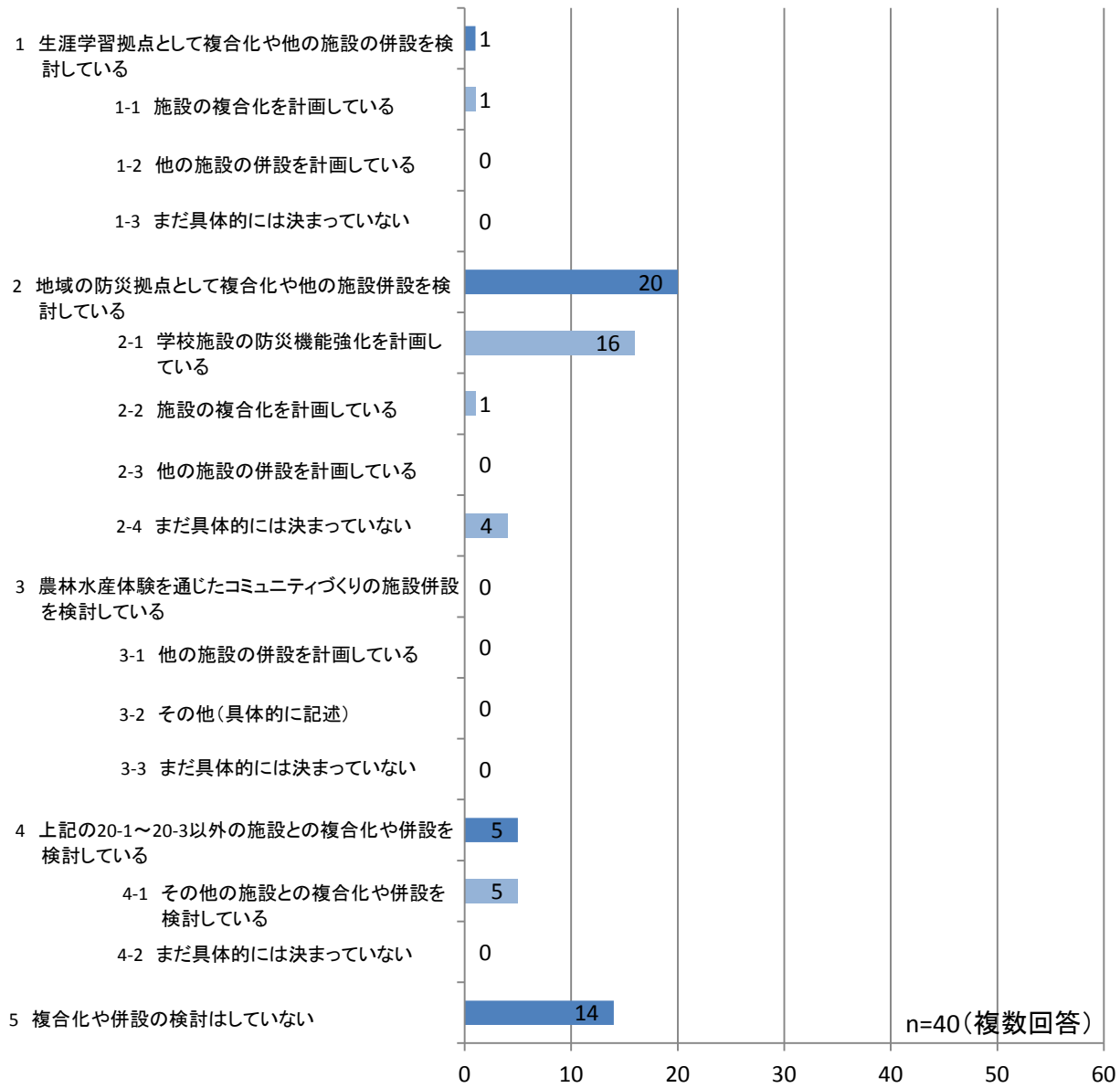

【問20　1-1複合化する施設名】
・総合福祉会館（1校）※幼稚園

【問20　2-1整備する施設設備名】
・避難所としての機能強化を検討（2校）
・防災備蓄倉庫（8校）
・太陽光発電設備及び防災備蓄倉庫（3校）
・津波防災拠点として駐車場を整備（3校）

【問20　5理由】
・まちづくり計画の中でその他公共施設の整備が計画されているため（2校）
・早期に再建を行うため（2校）
・隣接して整備するが複合化はしない（1校）
・複合化の検討まで至っていない（9校）

問21　学校の再建場所は被災前の学校場所と比較してどのような場所に計画していますか

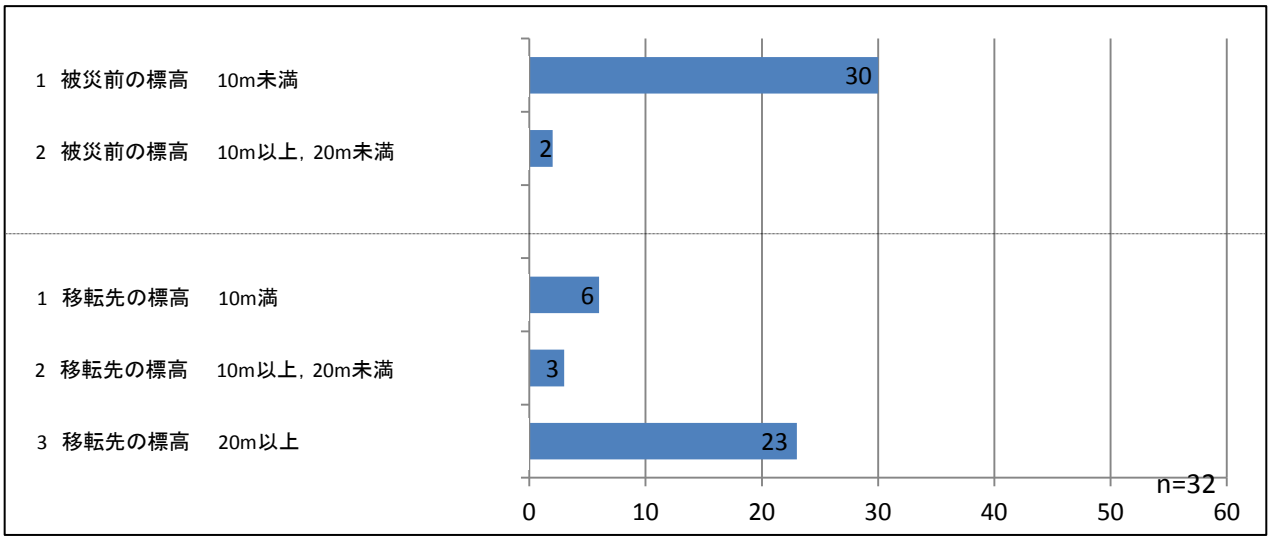

問22　学校の再建場所を検討するに当たり，通学距離，時間に関連して工夫したことがあれば記載してくださ

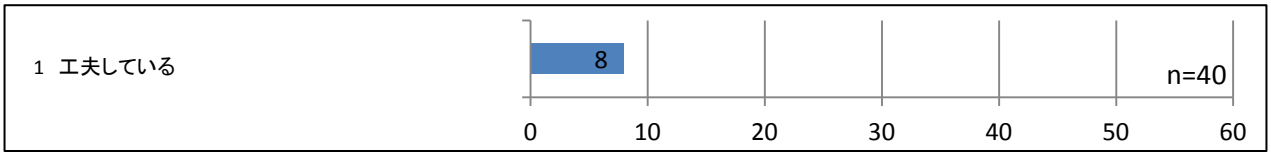

【問22　1工夫の具体例】
・統合を検討している各学校の中間地点に移転用地を選定した（4校）
・統合を検討している各学校から近接する場所に移転用地を選定した（4校）

問23　移転先の用地は決まっていますか

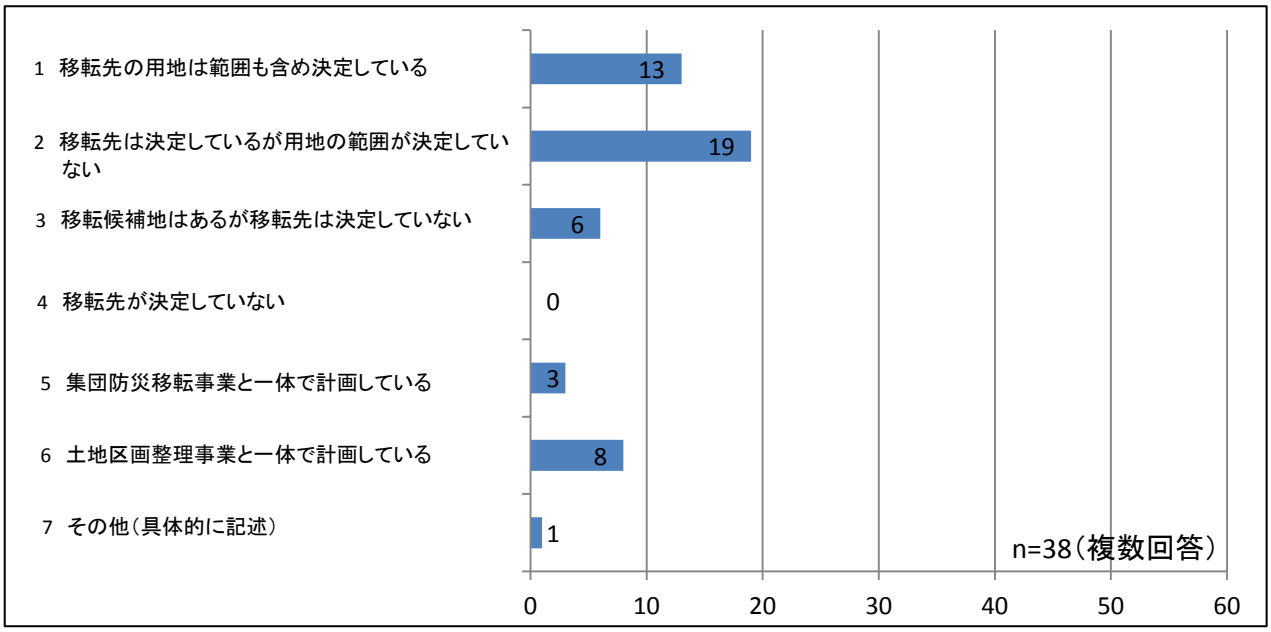

【問23　4理由】
・統合先の学校を増築して移転する（1校）

問24　移転先の用地交渉はどのように（どの部署が）行いましたか

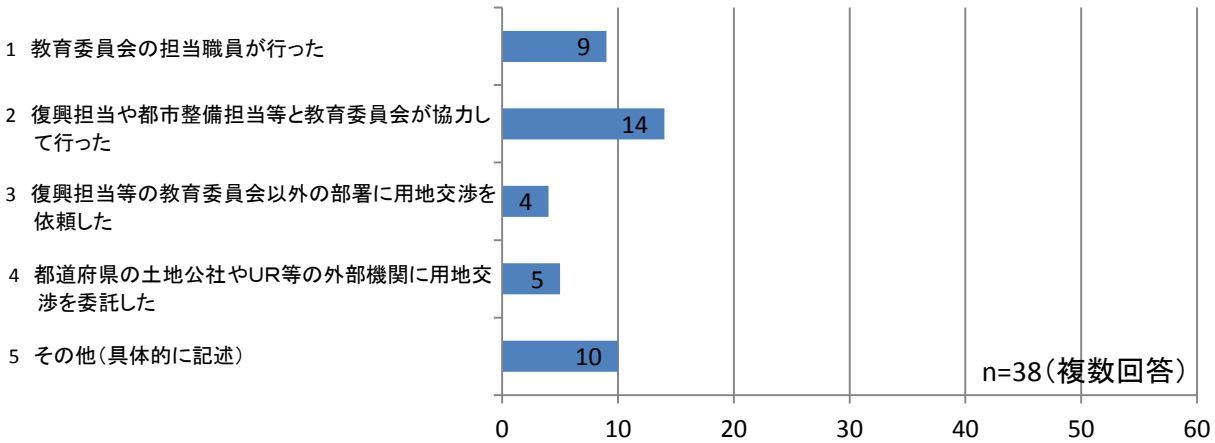

【問24　5その他】
・市有地に移転する（4校）
・土地区画整理事業であるため担当部署が行う（3校）
・移転先が決定してから調整する（3校）

問25　移転先の用地取得はどの程度進んでいますか

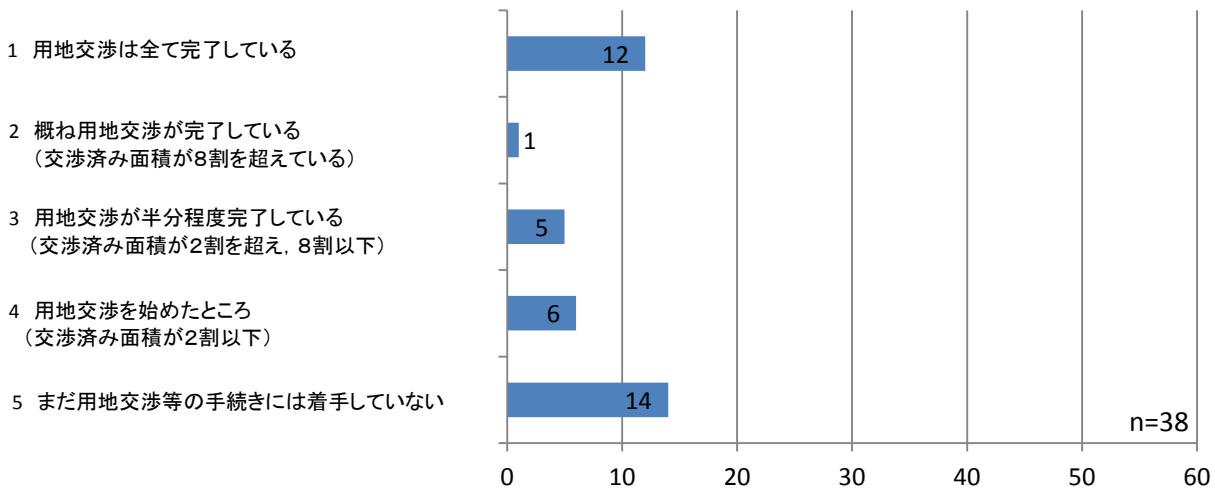

問26　学校施設の移転整備を進めるにあたり，最も課題となっていることは何ですか

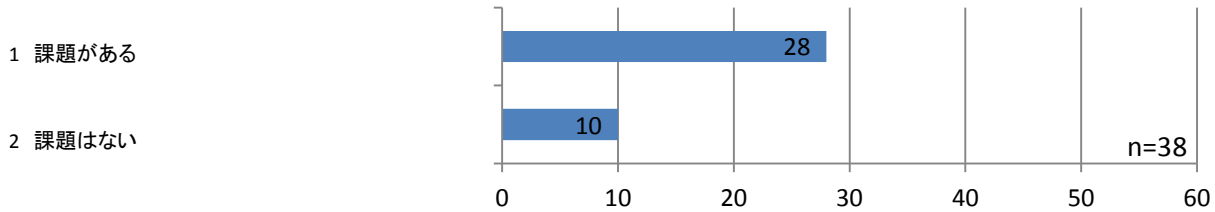

【問26　1課題の具体例】
・土地価格の乖離により合意が得られないため用地交渉が進まない（3校）
・所有者が複数おり所有権も明確でないため所有権確認訴訟を行い用地交渉を進めている（1校）
・用地取得に関する知識が必要でありまた人材も不足している（4校）
・用地取得に見通しがないと設計・工事のスケジュール調整が課題（4校）
・造成で発生する残土処理の調整が課題（3校）
・移転先が土地区画整理事業が進まないと移転整備に着手できない（3校）
・移転整備に関して保護者や地域住民の合意形成が終わっていない（1校）
・学区外へ転居している保護者が多く生徒が減少することが見込まれる（3校）
・移転予定地に仮設住宅があるため仮設住宅撤去後に着手することとなる（2校）
・用地取得にかかる費用・期間が未定である（1校）
・まちづくり計画が確定していないため学校施設の移転計画が進まない（2校）
・多くの復旧・復興工事が行われており資材・人材の不足が懸念され早期に整備が可能となる工夫が必要（1校）

問27 【用地取得が必要な場合】用地取得及び造成を行う財源はどのように確保する予定ですか

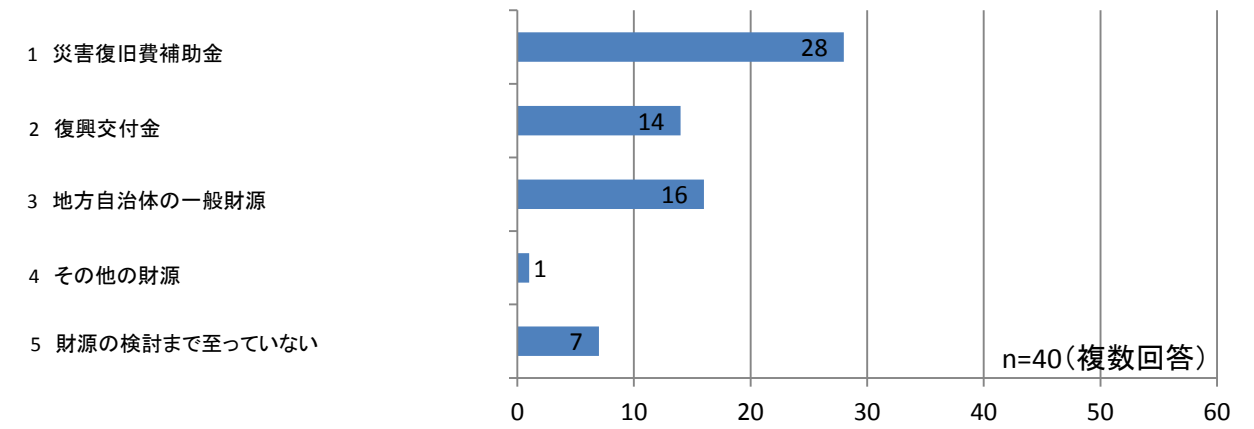

問28 【施設の新築】新たに学校施設等の整備を行う財源はどのように確保する予定ですか

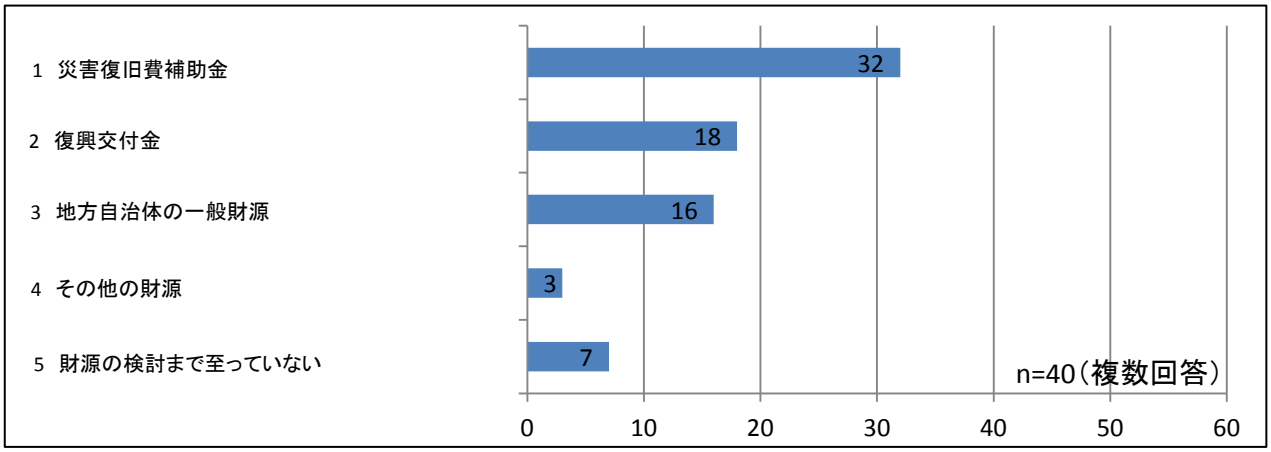

学校施設の移転計画等に関するアンケート調査　各問の対象学校数

【アンケート対象】
東日本大震災の津波被害を受け学校施設の移転等を計画している公立学校（53校）を対象に調査を行った。

〇対象学校数　　53 校

1．津波による被害状況に関すること　問01～03

【対象】
・東日本大震災の津波被害を受け学校施設の移転等を計画している公立学校（53校）が対象

〇対象学校数　　53 校

2．被災後初めての学校再開時の状況に関すること　問04～08

【対象】
・東日本大震災の津波被害を受け学校施設の移転等を計画している公立学校（53校）が対象

〇対象学校数　　53 校

3．現在（平成25年1学期）の授業等の状況に関すること　問09～12

【問09対象】
・東日本大震災の津波被害を受け学校施設の移転等を計画している公立学校（53校）が対象

〇対象学校数　　53 校

【問10，11，12対象】
・既に統合や自校を復旧したため新たに学校施設の整備を行う予定がない学校は除く
　→5校（統合2校+自校復旧3校）
・休校中の学校を除く→1校（幼稚園）

〇対象学校数　　47 校　　53 校　　－　　6 校

【問13，14対象】
・現在（平成25年1学期）も他校に間借りして授業を行っている学校のみ→18校

〇対象学校数　　18 校

【問15，16対象】
・現在（平成25年1学期）も応急仮設校舎等で授業を行っている学校のみ→20校（他校9校+その他11校）

〇対象学校数　　20 校　　※他校間借りと重複1校

4．学校施設の再建方針決定のプロセスや体制に関すること　問17～22

【問17，18，19対象】
・既に統合や自校を復旧したため新たに学校施設の整備を行う予定がない学校は除く→5校

〇対象学校数　　48 校　　53 校　　－　　5 校

【問20, 22対象】
・既に統合や自校を復旧したため新たに学校施設の整備を行う予定がない学校は除く→5校
・問17において、他校と統合と回答した学校のうち、施設整備を伴わないものを除く→4校
・問17において、再建方針が決定していないと回答した学校は除く→4校

○対象学校数	40 校	53 校	―	13 校

【問21対象】
・問17において、学校の移転を計画していると回答(17-1)した学校→38校
・問22において移転先が決定していないとした学校を除く→▲6校

○対象学校数	32 校	38 校	―	6 校

5. 学校施設の移転計画の進捗に関すること　問23～26

【対象】
・問17において、学校の移転を計画していると回答(17-1)した学校→38校

○対象学校数　38 校

6. 財源に関すること　問27～28

【対象】
・既に統合や自校を復旧したため新たに学校施設の整備を行う予定がない学校は除く→5校
・問17において、他校と統合と回答した学校のうち、施設整備を伴わないものを除く→4校
・問17において、再建方針が決定していないと回答した学校は除く→4校

○対象学校数	40 校	53 校	―	13 校

事例調査１　複数の地区を集約して高台に移転する計画

１．　学校とまち（地区）の被災概要等

（1）　学校の被災概要等について

- 被災前の学校位置は，海岸から約 250m，標高約2m に位置していた。
- 津波により3階建ての校舎，体育館とも屋上まで浸水の被害を受けた。
- 被災時に小学校の児童は，近隣の小学校に避難した。
- 被災直後の学校再開は，近隣自治体の廃校となっている小学校に間借りしていた。平成 24 年1学期から自治体内隣接地区の小学校に間借りしている。また，授業再開のため，スクールバスを導入した。

（2）　学校が設置されているまち（地区）の被災概要等について

- 当該地区は，リアス海岸で山の谷部の入り江に漁港を中心とした集落が立地している。また，一定規模の平地もあり，小学校や住宅等が立地していた。
- 津波により平地の建物のほとんどが流出・損壊する被害を受けた。

２．学校とまちづくりに関する復興計画の概要

（1）　学校の復興計画の概要について

- 学校の再建場所は，既存校舎が平地にあり，壊滅したため，早期に高台移転を決めた。移転場所は，津波をはじめとする災害時の安全性，児童の過度の負担とならない通学距離，土地確保の容易性，整備の基本方針の実現性を検討して高台に住宅の移転先を確保する防災集団移転促進事業用地に隣接する場所としている。標高は約 45m である。
- 整備する規模は，被災前の延べ床面積に加えて防災機能等を強化することを意図として多目的スペースなどを確保している。
- 学校再建の整備方針は次のとおりとしている。
  - 校舎は，地震等への安全対策の視点から切土地盤に建設する。
  - 自然と共生し，環境に優しく，災害に強い施設とするため，自然エネルギーの活用を推進するとともに，地域の防災拠点となり得るよう防災機能の整備・充実を図る。
  - 個性と特色のある学校づくりを推進するため，これまで行ってきた地域産業や伝統芸能を学ぶための教育活動に必要な施設・設備等を整備する。
  - 同地区に移転整備される保育所等との連携や保護者の利便性を考慮して隣接する形で整備する。また，公共施設間での駐車場を供用することも検討する。
  - 地域に根ざし，地域に愛される学校とするため，保護者及び地域住民が利用しやすい施設の整備に配慮する。

（2）　まちづくりの復興計画の概要について

- 小学校が立地していた地区を含む近隣の4地区を集約して移転することにより，学校施設の他，公共施設，災害公営住宅を併せて立地する地域の拠点として計画されている。
- まちの産業の中心である水産・水産加工業は沿岸部に立地しており，甚大な被害を受けたため，防潮堤の整備などの津波対策を強化するとともに高台への避難道路を整備して安全性を向上させ再生を行うこととしている。

３． 学校とまちづくりに関する復興計画の検討・立案体制等の概要

（1） 学校の復興計画の検討・立案体制等の概要について

- 学校の復興計画は，自治体全体の「復興計画」と一体的に協議・取りまとめが行われた。
- 移転予定地を含めた学校の再建に関する協議等については，まちづくりの復興と連携して進めている。

（2） まちづくりの復興計画の検討・立案体制等の概要について

- 復興計画の策定に当たっては，学識経験者・産業関係者・国・県からなる会議を設置して検討を行い，意見等を取りまとめた。その意見等をもとに「震災復興計画」を策定した。また，町民の意見を復興計画に反映させるために「震災復興町民会議」を設置し，会議を 5 回開催した上で提言の取りまとめを行い，町に提出している。
- 地区のまちづくりについては，住民の意見調整や集落再編にふさわしい在り方の検討に取り組むために「まちづくり協議会」を設置している。協議会では，「今後の移転先と住まいに関する意向調査」，「移転候補地の土地利用計画案」などが示され，住民と意見交換等を行っている。

４． 復興計画のスケジュール（予定）

（1） 全体の復興計画について

- 平成 23 年度　復興計画策定

（2） 学校の復興計画について

- 平成 25 年度　設計着手，造成工事着手（予定）
- 平成 26 年度　建築工事着手（予定）
- 平成 27 年度　建築工事完了（予定）

（3） まちづくりの復興計画について

1） 防災集団移転促進事業について

- 平成 23 年度～　関係機関協議，事業計画検討など
- 平成 24 年度　国土交通大臣同意
- 平成 25 年度～　事業着手
- 平成 27 年度　事業完了（予定）

2） 災害公営住宅について

- 平成 25 年度～　整備着手
- 平成 27 年度　整備完了（予定）

５．概要図

○被災前のまちのイメージ図

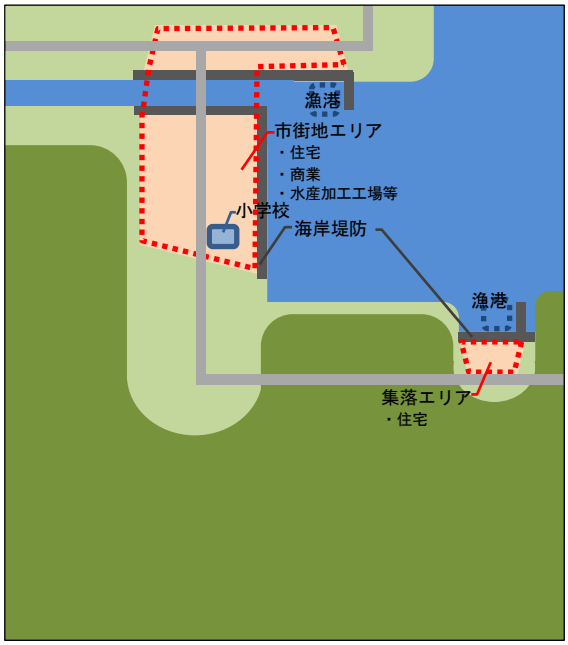

○復興まちづくりのイメージ図

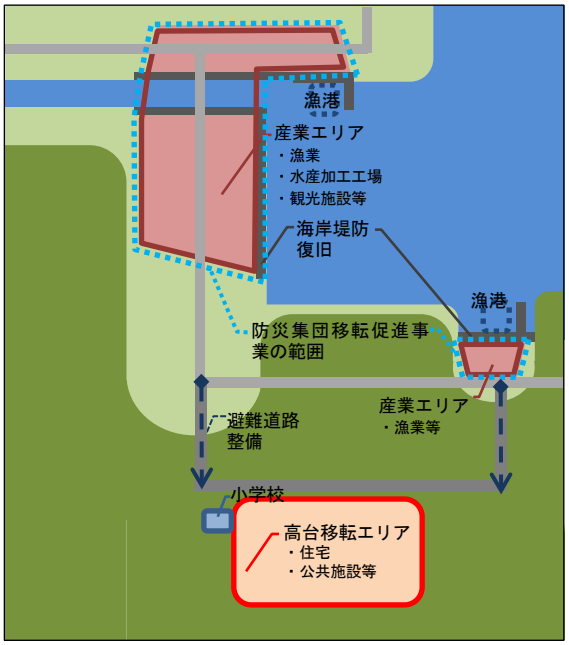

○復興まちづくりの高さ関係イメージ図

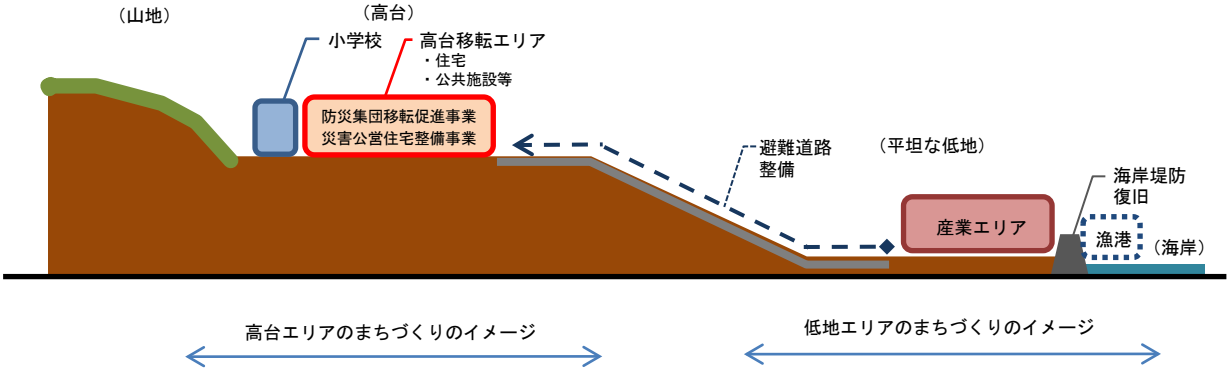

事例調査2　高台の公共施設等の集積地区に移転する計画

1.　学校とまち（地区）の被災概要等

（1）　学校の被災概要等について

- 同じ地区内の津波被害を受けた小学校2校（①，②）と被害を受けていない1校が統合して移転する計画となっている。
- 被災前の学校位置は，①海岸から約230m，標高約3m，②海岸から約80m，標高約1.5mに位置していた。
- 津波により①3階建ての校舎・体育館とも屋上まで，②3階建ての校舎の屋上直下，体育館の屋上まで浸水被害を受けた。
- 被災時に①小学校の児童は，近隣の高台（学校の裏山），②校舎屋上に避難した。
- 被災直後の学校再開は，同じ地区内の津波被害を受けなかった小学校に間借りしていた。平成 25 年4月に3校が統合し，間借り先であった小学校の校舎を使用している。また，授業再開のため，スクールバスを導入した。

（2）　学校が設置されているまち（地区）の被災概要等について

- 当該地区は，リアス海岸で山の谷部の入り江に漁港を中心とした集落が立地している。また，一定規模の平地もあり，小学校や公共施設，住宅等が立地していた。
- 津波により建物のほとんどが流出・損壊した。また，公共施設・道路・ライフラインも壊滅的な被害を受けた。

2．学校とまちづくりに関する復興計画の概要

（1）　学校の復興計画の概要について

- 学校の再建場所は，高台に移転する防災集団移転促進事業に隣接する場所となっており，標高は約 30m である。
- 学校の統合については，「小学校3校統合に伴う高台移転に関する請願」が各学校の父母教師会から提出され，統合による本校舎について，高台に移転新築するよう要望があったことから，住環境の整備と合わせて公共施設等の集積地区に移転整備する計画とした。
- 学校は教育の場であることに加え，地域住民にとって身近な公共施設であることから，周辺に建設される公共施設（役場支所，保育所，公民館，高齢者福祉施設等）との連携等について配慮することとしている。
- 移転計画地には，仮設住宅が設置されていることから，移転時期はまちづくりの状況を鑑み決定することとしている。
- 今後，保護者や地域との協議を行いながら，学校施設の高台移転に向けた検討を進めることとしている。

（2）　まちづくりの復興計画の概要について

- 役場支所などの公共施設が立地していた地域の中心地区の再建は，スポーツ施設及び中学校が立地している高台に住宅地，小学校，役場支所，保育所，福祉施設などの公共施設を集約し，住まいと一体となった新たな拠点として整備することとしている。
- 漁港を中心とした集落については，津波の浸水を受けていない高台に住宅を移転し，跡地には，漁港を中心とした土地利用を計画している。
- 住宅の高台移転については，防災集団移転促進事業と災害公営住宅整備事業により実施することとしている。

3. 学校とまちづくりに関する復興計画の検討・立案体制等の概要

(1) 学校の復興計画の検討・立案体制等の概要について

- 被災した学校の復旧整備については，「学校施設災害復旧整備計画策定検討委員会」を設置して，保護者懇談会や地域説明会での意見を踏まえながら検討を進めた。
- 策定に当たっては，「津波からの安全を確保した学校配置」，「学校の適正規模」，「より早い教育環境の正常化」の3点の考え方をもとにして検討を行った。
- 整備計画では，三つの小学校を統合して再建する計画となっており，平成 25 年4月に3校を新設校として統合した。なお，学校の再建までの間は，津波被害を受けなかった小学校校舎を使用することとしている。
- 学校の復興計画段階から，都市計画・建築計画等の専門家が参画している。

(2) まちづくりの復興計画の検討・立案体制等の概要について

- 復興計画の策定に当たっては，学識経験者などからなる「有識者懇談会」を設置して検討を行い，取りまとめされた。また，市民各層の意見・提案を復興計画に反映させるために「市民検討委員会」を設置し，会議を8回開催した上で意見などを取りまとめ，市に提出している。
- 地区のまちづくりについては，住民の意見調整やまちづくりの検討に取り組むために「地域まちづくり委員会」を設置している。
- 国立大学法人と東日本大震災からの復興に係る包括連携に関する協定を結び，自治体が設置する各種委員会に参画するとともに他の大学等機関の支援についても調整を行っている。

4. 復興計画のスケジュール（予定）

(1) 全体の復興計画について

- 平成 23 年度　復興計画策定

(2) 学校の復興計画について

- 平成 26 年度　基本構想の策定，調査・測量（予定）
- 平成 26 年度～　基本計画，基本・実施設計（予定）
  平成 27 年度
- 平成 28 年度～　建築工事着手（予定）

(3) まちづくりの復興計画について

1) 防災集団移転促進事業について
   - 平成 23 年度～　関係機関協議，事業計画検討など
   - 平成 24 年度～　国土交通大臣同意，法定手続，調査設計
   - 平成 25 年度～　事業着手（予定）
   - 平成 27 年度　事業完了（予定）

2) 災害公営住宅について
   - 平成 25 年度～　造成着手（予定）
   - 平成 27 年度　整備完了（予定）

５．概要図

○被災前のまちのイメージ図

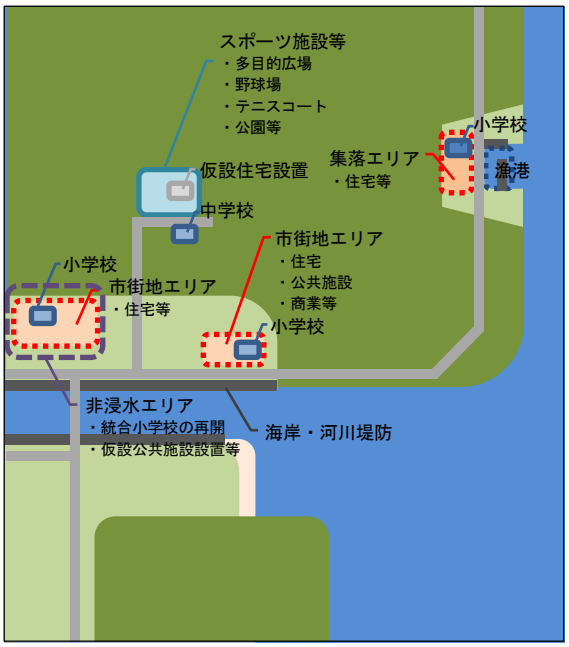

○復興まちづくりのイメージ図

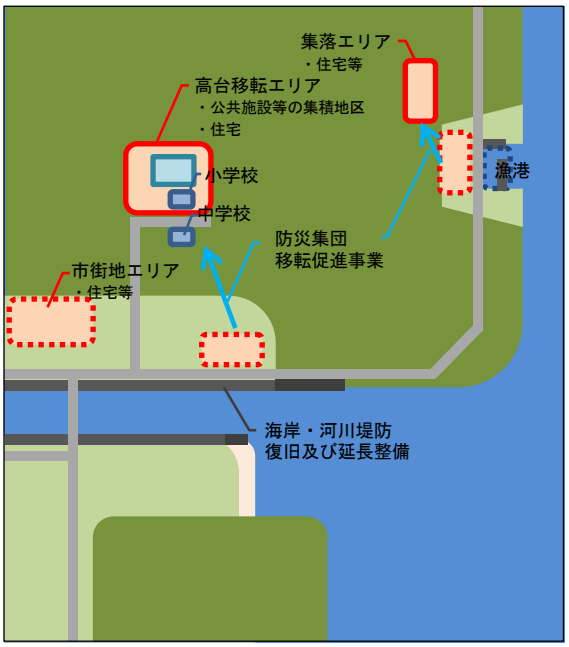

○復興まちづくりの高さ関係イメージ図

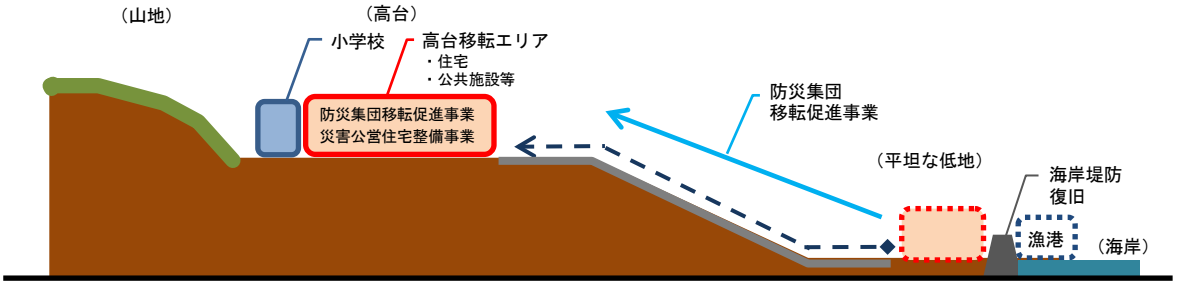

事例調査３　近隣の小学校に併設して被災した中学校を移転する計画

１．　学校とまち（地区）の被災概要等

（1）　学校の被災概要等について

- 被災前の学校位置は，海岸から約 100m，標高約3mに位置していた。
- 津波により校舎は1階床上浸水，体育館は床上浸水の被害を受けた。
- 被災時に中学校の生徒は，近隣の小学校に避難した。
- 被災直後の学校再開は，他地区の学校施設を共用して行った。その後，平成 24 年4月に地区内の内陸部に位置する小学校施設を共用した。なお，平成 25 年4月に特別教室のための応急仮設校舎を整備した。また，授業再開のため，スクールバスを導入した。

（2）　学校が設置されているまち（地区）の被災概要等について

- 当該地区は，土地利用のほとんどが住宅であり，海岸近くに水産加工業を中心とした製造業が立地していた。また，年間数十万人が訪れる海水浴場があり，多くの民宿も立地していた。
- 津波により建物のほとんどが流出・損壊する被害を受けた。

２．　学校とまちづくりに関する復興計画の概要

（1）　学校の復興計画の概要について

- 学校の再建場所は，津波被害を受けなかった近隣の小学校に隣接する場所としている。
- 特色ある学校づくりの観点から，中学校と小学校の校舎を連結する形で整備し，小中一体型の併設校として小中学校の連携教育などを推進する。また，幼少期より小中学校との一体的な連携を推進する観点から，中学校内に保育園・放課後児童クラブを整備する。
- 避難所としての学校の防災機能について次のとおり計画する。
  - ➢ 学校に隣接して整備される高台の住宅地への避難路を整備する。
  - ➢ 災害時における非常用物資について，水・食料・毛布の他，暖房器具などの確保を図り，小学校校舎3階などに備蓄する。

（2）　まちづくりの復興計画の概要について

- 住民の意向は，津波に対して安全な場所（高台など）への移転が多数であった。
- 地区の土地利用方針は，住宅地を高台に移転するための土地区画整理事業の実施及び災害公営住宅の整備，学校の移転整備を行い，海岸の防災対策として海岸堤防の嵩上げ，津波防災緑地の整備，道路の整備する計画としている。
- 山林を切り開き造成を行う土地区画整理事業は，時間が掛かる見込みであったため，災害公営住宅整備と学校移転整備は，土地区画整理事業に含めずに隣接する敷地で整備を進めることとしている。

３．　学校とまちづくりに関する復興計画の検討・立案体制等の概要

（1）　学校の復興計画の検討・立案体制等の概要について

- 教育委員会が地区住民，学校関係者による意見交換を重ね，「学校のあり方」を立案し，合意を得る手法で進めた。

(2) まちづくりの復興計画の検討・立案体制等の概要について

- 自治体全体の復興計画の策定は，有識者からなる「検討委員会」を設置して検討した。その次の段階では，具体的な取組や主要な事業を示す計画を策定するため，市内各界各層の代表者からなる「市民委員会」を設置して検討した。
- また，復旧計画の策定においては，自治体復興本部内に作業部会を設置して調査研究を行った。
- まちづくりの復興計画等については，独立行政法人都市再生機構と事業受委託契約を行っている。なお，実施に当たっては，自治体所在地に事務所が開設されている。
  - 復興まちづくりの計画の策定，復興整備事業の実施に係る協力
  - 地区で実施を予定している事業の推進に協力
  - 換地・補償・調査設計・工事の事業実施

4. 復興計画のスケジュール（予定）

(1) 全体の復興計画について

- 平成 23 年度　復興計画策定

(2) 学校の復興計画について

- 平成 24 年度　地区住民，学校関係者との意見交換等
- 平成 25 年度　「学校のあり方」策定
- 平成 26 年度　設計（予定）
- 平成 27 年度　工事（予定）
- 平成 28 年度　供用開始（予定）

(3) まちづくりの復興計画について

1) 災害復興土地区画整理事業について

- 平成 23 年度　被災状況調査，復興方針・手法検討
- 平成 24 年度　都市計画決定，事業認可，測量・設計
- 平成 25 年度　仮換地指定，土地区画整理審議会
- 平成 26 年度　宅地造成・道路・インフラ整備（平成 27 年度まで）
- 平成 27 年度　一部地域で住宅建設可能（予定）
- 平成 28 年度　地区のほぼ全域で住宅建設可能（予定）
- 平成 29 年度　換地処分，登記

2) 災害公営住宅について

- 平成 23 年度　用地選定・概略検討
- 平成 24 年度　設計，調査，用地取得，造成
- 平成 25 年度　造成，建築
- 平成 26 年度　建築，入居開始（予定）

3) 海岸堤防・防災緑地・海岸道路等について

- 平成 24 年度　都市計画決定，測量・設計・用地買収（平成 25 年度まで）
- 平成 25 年度　整備工事（平成 27 年度まで）

5.　参考図

○被災前のまちのイメージ図

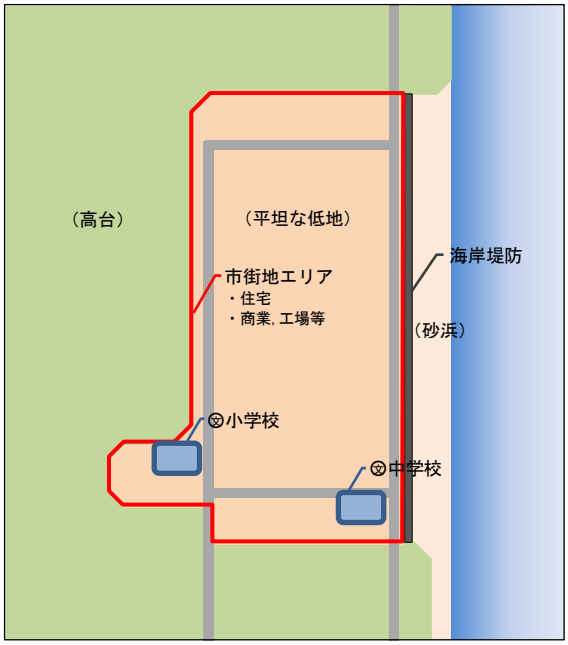

○復興まちづくりのイメージ図

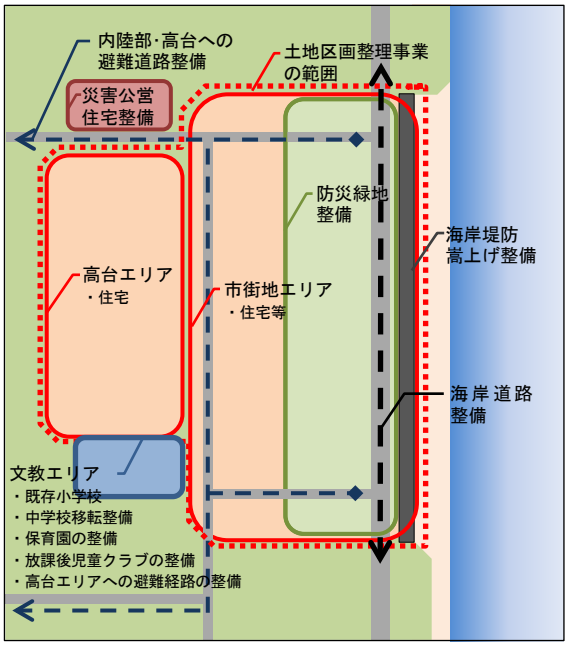

○復興まちづくりの高さ関係イメージ図

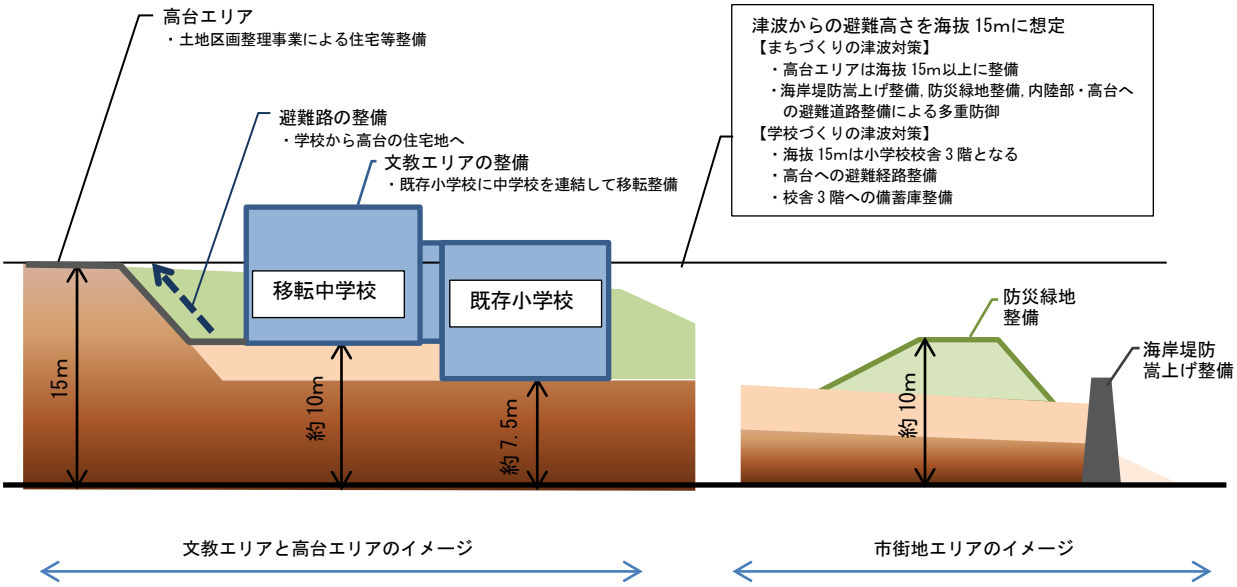

事例調査４　津波に対する多重防御を行い現地再建する計画

１．　学校とまち（地区）の被災概要等

（1）　学校の被災概要等について

- 被災前の学校位置は，海岸から約1㎞，標高約1m に位置していた。
- 津波により校舎は1階床上浸水，体育館は床上浸水の被害を受けた。
- 被災時に中学校の生徒は下校していた。
- 被災直後の学校再開は，学区外の中学校に間借りしていた。平成25年度1学期においても同様の状況である。また，授業再開のため，スクールバスを導入した。

（2）　学校が設置されているまち（地区）の被災概要等について

- 当該地区は，人口の集中する市街地であり，沿岸部には漁港，水産加工工場等が立地している。
- 津波により建物のほとんどが流出・損壊する被害を受けた。

２．学校とまちづくりに関する復興計画概要

（1）　学校の復興計画の概要について

- 学校の再建場所は，まちづくりの復興計画により現地再建となっている。その理由等は次のとおりである。
  - 地区は，高台のない平坦地であり，学校は災害時の一時避難施設となっているため，この地区から鉄筋コンクリート造・3階建ての建物をなくすことは，緊急時の一時避難施設がなくなることとなる。
  - 学校は地区の核であるため，学校をこの地区からなくすことは，この地域の崩壊を招くこととなる。
  - 保護者への意向調査でこの地区に戻りたい方が多数であることを考慮した。
  - 学校を現地再建することについては，津波に対する多重防御施設の整備や避難道路の整備などを条件に盛土した土地への改築や高床式（ピロティ方式）での改築を行うこととし，津波被害減災について考慮した。
- 避難所としての学校の防災機能について次のとおり計画する。
  - 非常時に飲用水や便所用水を確保するため受水槽，貯留槽を整備する。
  - 非常時に便所利用を確保するため非常時用貯留槽を整備する
  - 校舎屋上に外部から避難できるように屋外階段を整備する。
  - 校舎2階以上に防災用備蓄倉庫を設置する。
  - 非常時の電源を確保するため非常用発電機を設置する。
  - 停電時でも対応できる電話等を設置する。

（2）　まちづくりの復興計画の概要について

- 当該地区の土地利用方針は，津波に対する多重防御を行い現地再建することとしており，第一次防御ラインとして河川・海岸堤防の整備を行い，第二次防御ラインとして盛土等，嵩上げ道路の整備を行い，住宅・学校施設等の再建を行う計画としている。
- 住宅の再建は，災害公営住宅の整備，防災集団移転促進事業による移転先団地の整備を行う計画としている。

- 津波防災対策を次のとおりとして復興計画を行っている。
  - 津波から「まち」を守る防潮対策（多重防御）
  - 離岸堤の復旧・建設，河川・海岸堤防及び海岸防災林の整備，高盛土構造による二線堤道路などの整備
  - 津波から「生命」を守る避難施設・避難路の整備
  - 各地区に避難施設の整備，津波避難ビルの確保・整備，防災拠点施設並びに防災総合公園の整備，避難路の整備等

3. 学校とまちづくりに関する復興計画の検討・立案体制等の概要

（1） 学校の復興計画の検討・立案体制等の概要について

- 学校の復興計画は，自治体全体の「復興計画」と一体的に協議・取りまとめが行われた。
- 自治体全体の「復興計画」（学校の復興を含む）の策定に当たっては，学校の再建を含む意向調査を実施し，調査結果及び復興計画案の住民説明会を開催した上で，取りまとめを行っている。
- まちづくりと一体的に進められたため，平成 25 年6月から建築工事に着手できており，平成 26 年 8 月の供用開始を予定している。

（2） まちづくりの復興計画の検討・立案体制等の概要について

- 復興計画の策定に当たっては，学識経験者・産業関係者・被災者代表（国・県はオブザーバーとして参画）からなる会議を設置して検討を行い，提言等を取りまとめた。その提言等を基に「復興計画」を策定した。また，策定に当たっては，住民説明会やパブリックコメントを行っている。
- 津波に対して多重防御を行うことによる現地再建を計画しているが，浸水した場所に戻りたくない意向を持つ住民に考慮して非浸水地域にも災害公営住宅を計画している。

4. 復興計画のスケジュール（予定）

（1） 全体の復興計画について

- 平成 23 年度　復興計画（学区の再建を含む）策定

（2） 学校の復興計画について

- 平成 24 年度　実施設計，既存校舎解体
- 平成 25 年度～　建築工事着手
- 平成 26 年度　供用開始（予定）

（3） まちづくりの復興計画について

1） 防災集団移転促進事業について

- 平成 23 年度　関係機関協議，事業計画検討など
- 平成 24 年度～　事業計画国土交通大臣同意
- 平成 26 年度　事業完了（予定）

2） 災害公営住宅について

- 平成 24 年度～　整備着手
- 平成 26 年度　整備完了（予定）

5.　参考図

○被災前のまちのイメージ図

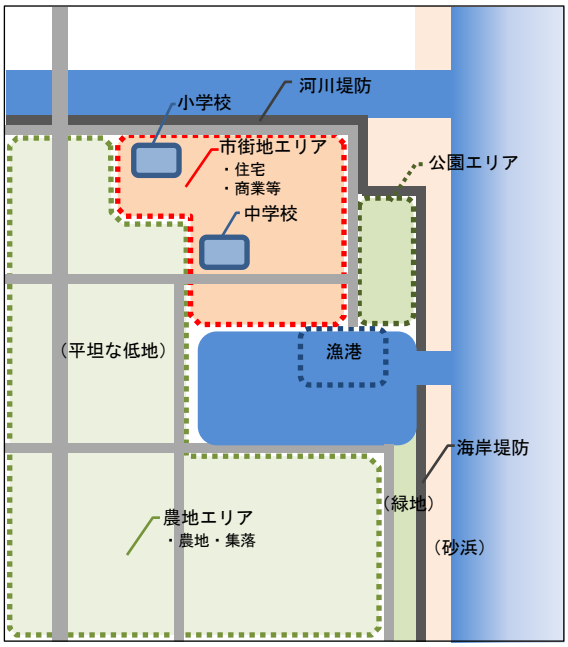

○復興まちづくりのイメージ図

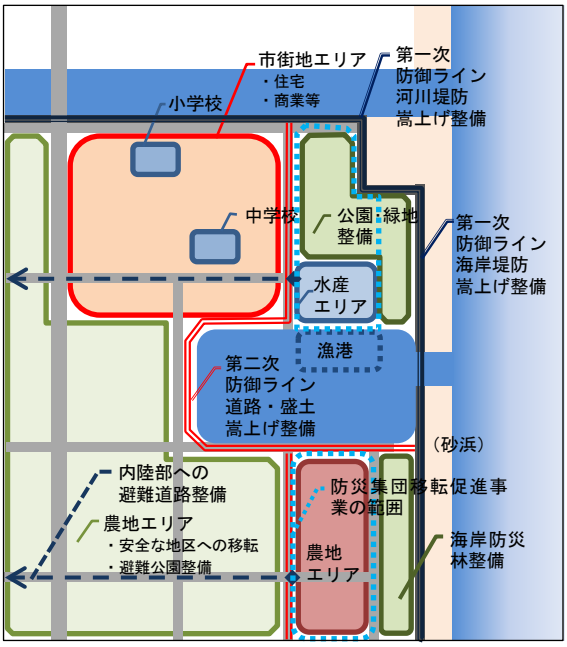

○復興まちづくりの高さ関係イメージ図

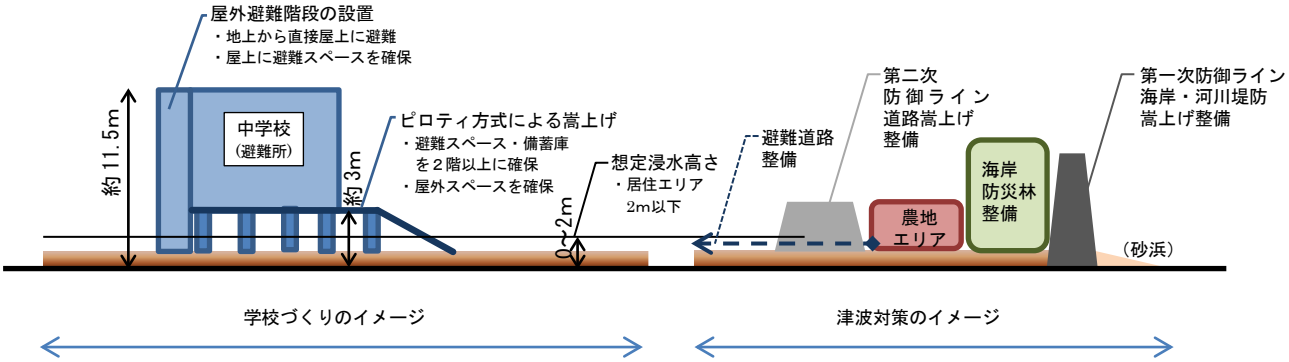

事例調査5　土地区画整理事業区域内に小中一貫教育校として移転する計画

1.　学校とまち（地区）の被災概要等

（1）学校の被災概要等について

- 被災前の学校位置は，小学校が海岸から約2km，標高約 1.9m に位置し，中学校は，海岸から約 1.6 km，標高約 2.4m に位置していた。
- 津波により小中学校ともに校舎は 1 階床上浸水，体育館は床上浸水の被害を受けた。
- 被災時に小学校では一部の児童が下校を始め，中学校の生徒は下校していた。
- 被災直後の学校再開は，学区外の小学校に間借りしていた。小学校は平成 25 年1学期においても同様の状況であり，中学校は平成 24 年2学期から自治体の都市公園内に応急仮設校舎を整備して供用を開始した。また，授業再開のため，スクールバスを導入した。

（2）学校が設置されているまち（地区）の被災概要等について

- 当該地区は，住宅が多く市街地を形成しており，周辺には農地が広がっている。また，海岸近くには水産加工業を中心とした製造業が立地していた。
- 津波により建物のほとんどが流出・損壊する被害を受けた。

2.　学校とまちづくりに関する復興計画の概要

（1）学校の復興計画の概要について

- 学校の再建場所は，復興まちづくり計画により現地での再建を基本としている。
- 特色ある学校づくりの観点から，小学校・中学校を校舎一体型小中一貫教育校とすることを基本方針としている。
- 避難所としての学校の防災機能について次のとおり計画する。
  - ➢ 地域の防災拠点として災害時に児童生徒はもとより地域住民の命を守ることのできる安心・安全な校舎を，今回の震災の経験と防災の専門家の意見等をもとにつくる。
  - ➢ 災害時に活用できるプールや電源，通信等の設備，食料や水，毛布などの災害用備蓄物資を備えた学校をつくる。

（2）まちづくりの復興計画の概要について

- 当該地区の土地利用方針は，津波に対する多重防御を行い現地再建することとしており，第一次防御ラインとして河川・海岸堤防の整備を行い，漁港・水産加工団地を整備し，第二次防御ラインとして道路嵩上げを行い，第二次防御ライン西側から県道までの宅地嵩上げを行う計画としている。
- 住宅の再建は，土地区画整理事業区域内に災害公営住宅の整備（一部区域外にも整備），防災集団移転促進事業による移転先団地の整備及び一般住宅の造成を行う計画としている。
- 津波対策の方針を次のとおりとして復興まちづくり計画を行っている。
  - ➢ 堤防の強化や津波防災機能を備えた道路による多重防御
  - ➢ 自然地形の活用や盛土による安全の確保
  - ➢ 高台避難場所と避難路の確保
  - ➢ 防災システムの強化と防災教育の充実

3. 学校とまちづくりに関する復興計画の検討・立案体制等の概要

(1) 学校の復興計画の検討・立案体制等の概要について

- 地域代表・保護者代表・学識経験者・学校関係者からなる「小・中学校再建懇話会」を設置して基本方針をとりまとめた。
- 基本方針の策定に当たっては，地区住民，小学校・中学校の児童生徒・保護者・教職員による意見交換会やアンケート調査を行った上で，新しい学校をつくるための観点をまとめた。
- 平成 25 年度より学校再建のための地域代表者，保護者代表者，学識経験者，学校関係者からなる「小・中学校再建推進協議会」を組織し，多くの方々の意見を反映できるようにしている。また，新しい学校づくりに関する説明会や意見交換会，必要に応じて小中一貫教育に関する研修会等を実施し，地域住民・児童生徒・保護者・教職員の方々に理解を得ながら開校準備を行うこととしている。

(2) まちづくりの復興計画の検討・立案体制等の概要について

- 復興計画の策定に当たっては，学識経験者・国県・団体代表・市民代表からなる会議を設置して検討を行い，提言を取りまとめた。その提言を基に「復興計画」を策定した。また，市民への説明の場となる会議を開催した。
- さらに，地区の復興計画については，町内会代表・公募委員・産業団体・まちづくり団体からなる「復興まちづくり推進協議会」を設置して検討を行った。また，市民への説明の場となる会議を開催した。

4. 復興計画のスケジュール（予定）

(1) 全体の復興計画について

- 平成 23 年度　復興計画策定

(2) 学校の復興計画について

- 平成 24 年度　「小・中学校再建の基本方針」策定
- 平成 26 年度　「小・中学校再建の基本計画」策定（予定）
- 平成 27 年度～　実施設計（予定）
  建築工事着手（予定）
- 平成 29 年度　供用開始（予定）

(3) まちづくりの復興計画について

1) 土地区画整理事業について

- 平成 23 年度　地区復興まちづくり推進協議会，事業計画検討など
- 平成 24 年度　都市計画決定，測量・設計
- 平成 25 年度　事業認可，測量・設計，施工承諾（予定）
- 平成 26 年度～　嵩上げ工事，宅地整地，道路工事など着手（予定）
- 平成 27 年度～　宅地配置替え随時開始，入居開始（予定）

2) 防災集団移転促進事業について

- 平成 24 年度　関係機関協議，事業計画検討など
- 平成 25 年度　事業計画国土交通大臣同意（予定）
- 平成 26 年度～　移転先割込み等，用地買収等（予定）
- 平成 27 年度～　建築開始，順次入居開始（予定）

3） 災害公営住宅について

- 平成 26 年度　設計等着手，用地取得等開始（予定）
  設計，用地取得等（予定）
- 平成 27 年度～ 建築開始，順次入居開始（予定）

5. 概要図

○被災前のまちのイメージ図

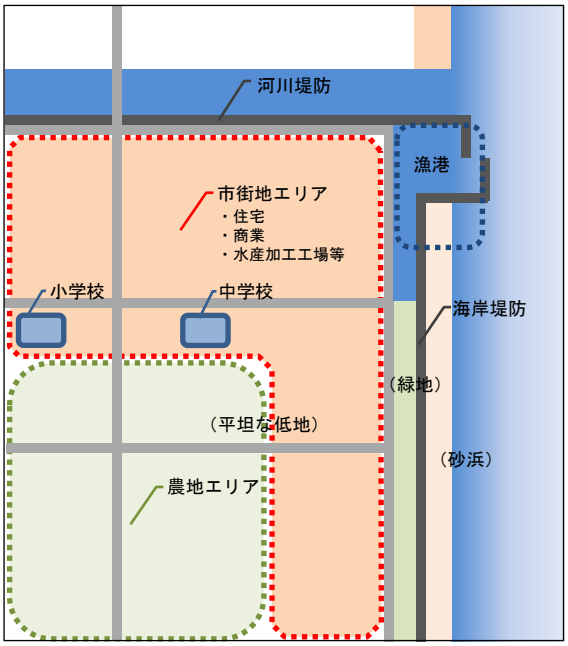

○復興まちづくりのイメージ図

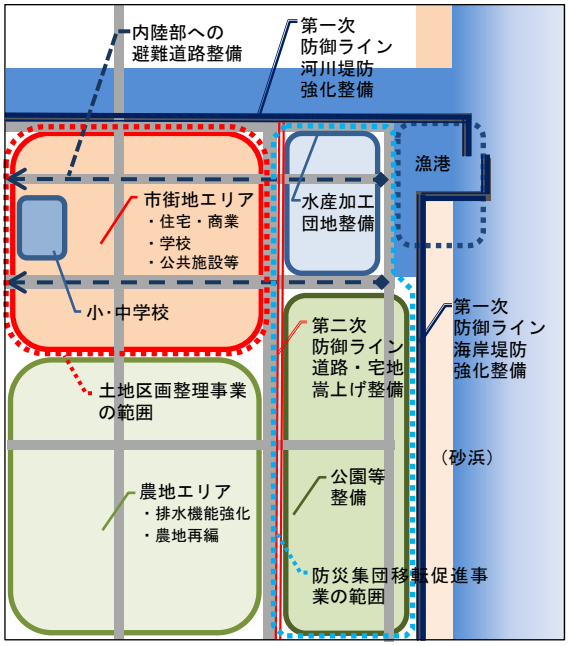

○復興まちづくりの高さ関係イメージ図

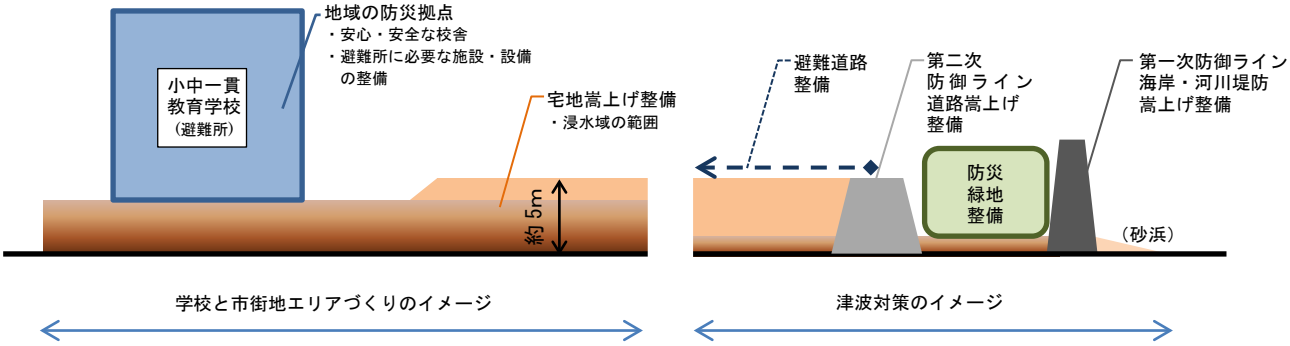

参考３「学校の復興とまちづくり」に関する専門家派遣事業について

事　務　連　絡
平成24年２月６日

関係県教育委員会災害復旧事務担当　御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課
国立教育政策研究所文教施設研究センター

「学校の復興とまちづくり」に関する専門家派遣事業について

公立学校施設の復旧・復興について，御尽力いただいているところと存じます。

公立学校は，地域のコミュニティの拠点でもあることから，文部科学省及び国立教育政策研究所では，東日本大震災により被災した公立学校施設の復興に向けた検討に当たり，学校建築や都市計画等の専門家の知見を活かすことができるよう，希望する地方公共団体に対し専門家を派遣し，被災地の復興を支援する事業を実施することといたしました。

事業スキームについては，別添資料のとおりですので，専門家の派遣を希望する地方公共団体におかれましては，別紙調書に必要事項をご記入の上，下記相談窓口までご提出いただきますようお願いします。本事業の内容等について，御不明な点があれば，下記担当まで御連絡願います。

また，本事業の実施について，域内の市町村教育委員会に対して周知いただくようお願いします。

なお，本事業は，内閣官房の「地域づくり支援事業（専門家派遣事業）」の予算を活用し実施することとしておりますので，予算の範囲内での対応となることを申し添えます。

（参考）内閣官房HP
地域づくり支援事業（専門家派遣事業）
http://www.chiiki-info.go.jp/whatsnew/20111214/111212_specialists.pdf
23年度第３次補正予算資料
http://www.chiiki-info.go.jp/whatsnew/20111214/11212_H23_hosei3_specialists.pdf

［担　当］
○「学校の復興とまちづくり」に関する相談窓口
文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設企画課防災推進室　松下，水澤
TEL：03－6734－2290

○ 学校の復興とまちづくりに関する調査研究
国立教育政策研究所
文教施設研究センター　新保
TEL：03－6733－6993

（別紙）

「学校の復興とまちづくり」に関する専門家派遣事業調書

実施主体	○○市教育委員会		
担当課	○○課	担当者	
連絡先	TEL：	FAX：	メール：

①学校の復興に関する検討状況 （まちの復興計画に関する検討状況も含め概要を記載）
※既存の資料がある場合には，当該資料の添付でも可
②学校の復興に関する検討体制 （まちづくり全体の検討委員会等がある場合には，当該委員会との関係も含め記載）
※既存の資料がある場合には，当該資料の添付でも可
③派遣を希望する専門家（分野）
④具体的にアドバイスが必要な課題
⑤検討スケジュール
※既存の資料がある場合には，当該資料の添付でも可
⑥必要経費（専門家の派遣回数等がわかるよう記載）　※概算で可

※本調書は，簡素に記載いただいて結構です。また，検討体制やスケジュール等が未定の場合は，その旨記載いただければ結構です。

「学校の復興とまちづくり」に関する専門家派遣事業

東日本大震災により被災した公立学校施設の復興に向けた検討を進めるに当たり、学校建築や都市計画等の専門家の知見を活かすことができるよう、関係専門機関から専門家を派遣し、被災地の復興を支援する。さらに、先行事例を他の被災地に発信することにより、その取組を加速化する。

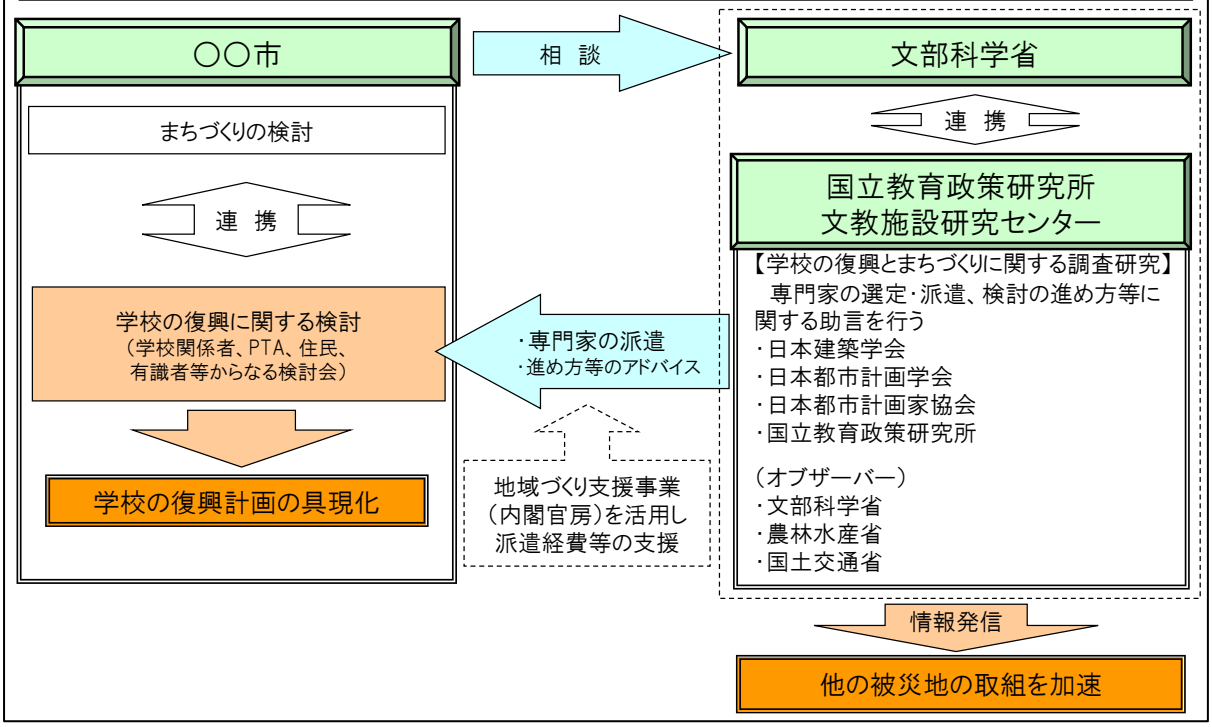

「学校の復興とまちづくり」におけるアドバイスの観点（例）

公立学校施設の復興に向けた検討が円滑に進むよう、各被災地の復興計画の検討状況に応じ、様々な観点から助言・提案等を行う。

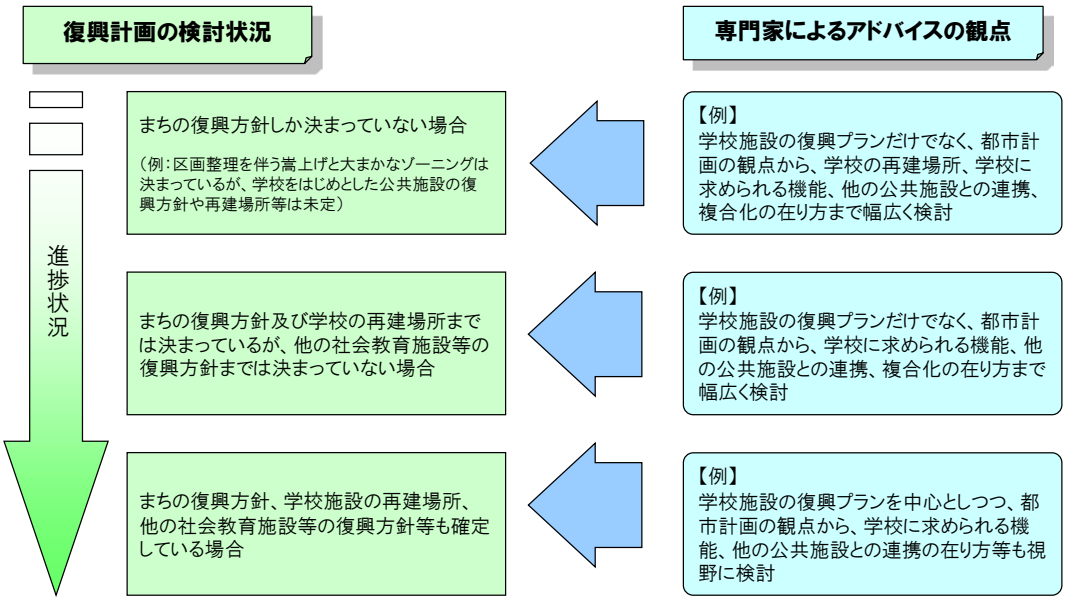

参考４　学校の復興とまちづくり－３省連携による復興支援－

（資料提供：文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室）

学校の復興とまちづくり　－3 省連携による復興支援－

平成 23 年 12 月 6 日

東日本大震災により被災した学校の復興とまちづくりの連携を推進し，学校の安全・安心な立地，学校と地域との関わりの深化を図るとともに，環境への配慮及び防災対策等を推進するため，文部科学省と農林水産省，国土交通省が連携し，被災自治体の取組に対する総合的な支援策を別添のとおり取りまとめましたので，お知らせします。

（同時発表：国土交通省，農林水産省）

安全・安心な立地の確保

～『学校の復興とまちづくり』～

文部科学省、農林水産省、国土交通省

被災地の復興に関する検討と連動させながら、学校の安全・安心な立地を確保するため、3省が連携し総合的に支援。

◇ 津波被災地の状況

・まちの広範囲が津波で浸水し被災
・浸水区域の学校は、安全・安心の確保が必要
・まちの復興と連携して効果的に実施することが必要

➡ **国による総合的な支援を実施**

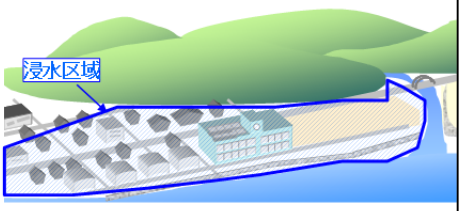

◇ 対応策

＜ 学校のみ移転 ＞

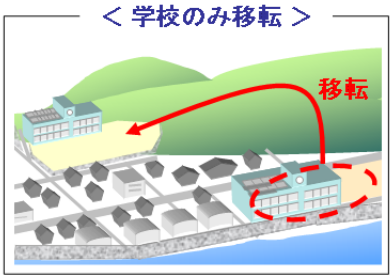

＜ 被災地全体として移転 ＞

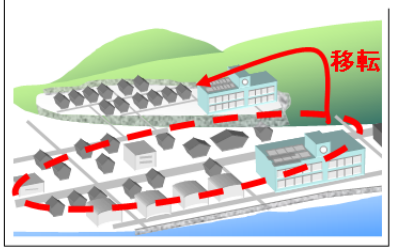

＜ 被災地全体の敷地の嵩上げ ＞

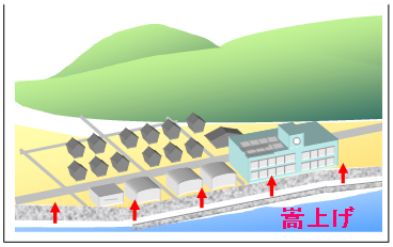

2

地域コミュニティの拠点形成

～『学校の復興とまちづくり』～

文部科学省、農林水産省、国土交通省

学校施設と公益的施設とが相互に連携・機能補完することにより、学校における地域コミュニティの拠点機能を強化するため、3省が連携し、学校施設と公益的施設との複合化を総合的に支援。

複合化のイメージ図

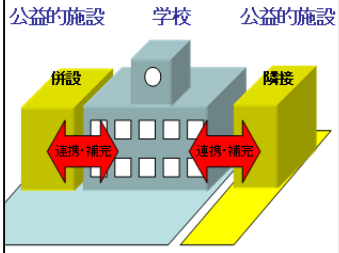

複合化の例

生涯学習の拠点づくり

【例】
1. 複合施設
・公民館、図書館、社会福祉施設等を学校施設の敷地に併設

2. 期待される効果
・学校と社会教育・福祉施設等を有機的に組み合わせ、地域の生涯学習の拠点を形成
・学校教育においても、併設施設を総合学習等への活用が可能
等

イメージ図

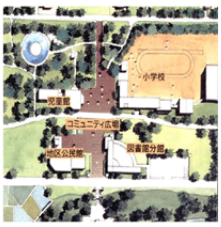

地域の防災拠点づくり

【例】
1. 複合施設
・公園、避難路等を学校施設に隣接して整備
・備蓄倉庫等を学校敷地内に設置

2. 期待される効果
・学校の防災機能(備蓄倉庫等)と公園、避難路等を有機的に組み合わせ、地域の防災拠点を形成
・地域における防災教育・避難訓練の拠点として活用
・平常時においても、校庭と隣接の公園との一体的活用等が可能
等

イメージ図

農林水産体験を通じたコミュニティづくり

【例】
1. 複合施設
・農山漁村交流施設を学校施設に隣接して整備

2. 期待される効果
・高台に移転してきた児童生徒や住民と、農山漁村の方々との交流に貢献
・学校教育においても、児童生徒の農林水産体験実習、食育等への活用が可能
等

イメージ図

3

防災機能・エコ対策の強化

～『学校の復興とまちづくり』～

文部科学省、農林水産省、国土交通省

学校施設の復興に当たって、災害時の拠点となる学校施設の防災機能の強化やエコ対策を図るため、3省が連携し、学校施設における防災施設・設備の整備や省エネ、ゼロ・エネルギー化、木質化等を総合的に支援。

防災機能の強化

備蓄倉庫

自家発電設備

避難施設・避難路
（安全な避難の確保）

貯水槽
（非常用飲料水の確保）

地域の総合的な防災力向上にも貢献

防災施設・設備を防災教育等に活用することにより、ハード、ソフト両面からなる地域の総合的な防災力向上にも貢献

エコ対策の推進

太陽光発電

木質バイオマスエネルギー

外壁等の省エネ性能高度化

木育の推進にも貢献

木材等を活用し、学校施設に温かみと潤いを持たせることにより、木育の推進にも貢献

木材利用
（木造化、内装木質化）

屋上緑化

トップライトによる
自然光利用

ゼロ・エネルギー化の推進にも貢献

省エネ性能の高度化、再生可能エネルギーの利用等により、学校におけるゼロ・エネルギー化※の推進にも貢献

※年間での一次エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロとなるよう目指す取組。学校のゼロ・エネルギー化を推進する委員会を文部科学省・国土交通省で共同で設置し、推進を図る予定。

4